

平成29年(ネ)第373号 原状回復等請求控訴事件

直送済

控訴人兼被控訴人(1審原告) 中島孝 外

被控訴人兼控訴人(1審被告) 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

1審被告東京電力準備書面(1)
(自主的避難等対象区域の1審原告らの精神的損害について)

平成30年9月21日

仙台高等裁判所 第3民事部 御中

被控訴人兼控訴人東京電力ホールディングス

弁護士

同

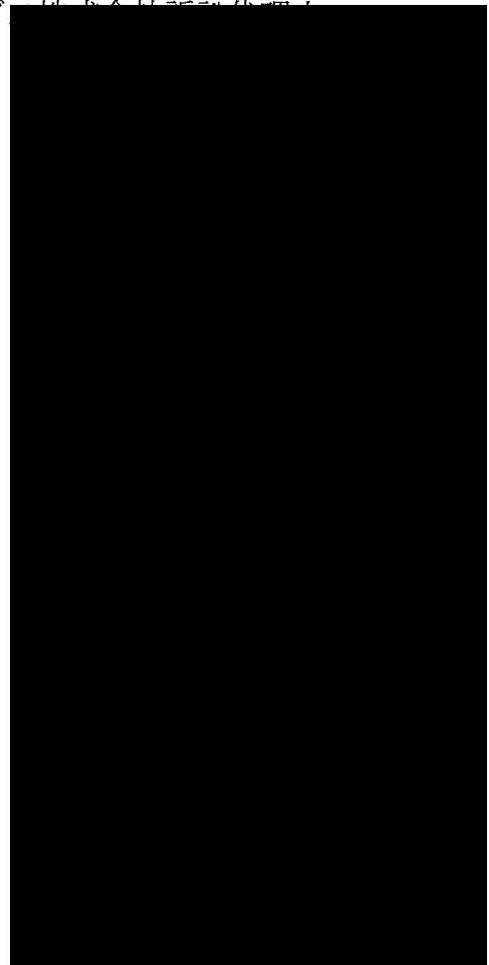
同

同

同

同

同



<目 次>

第1	はじめに	6
第2	1審原告らの内心に影響を与え、その意思決定の基礎となった可能性のある事 情	8
1	本件事故発生当初の時期における政府による避難指示等の経緯.....	8
(1)	平成23年3月11日の指示.....	8
(2)	平成23年3月12日の指示.....	9
(3)	警戒区域の指定	9
(4)	計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の指定.....	9
(5)	南相馬市における住民に対する一時避難の要請.....	10
(6)	小括	11
2	新聞報道による本件事故発生後の住民に対する情報提供の状況について... .	11
(1)	平成23年3月11日～3月17日.....	12
(2)	3月18日～3月24日	15
(3)	3月25日～3月31日	18
(4)	4月1日～4月7日	21
(5)	4月8日～4月16日	24
(6)	4月17日～4月30日	26
(7)	小括	29
3	本件事故発生当初の時期（～平成23年4月22日頃）以降の状況について	30
(1)	放射線に関する情報の拡充に関するもの.....	30
(2)	本件原発の状況と避難指示等の解除及び見直しに関するもの.....	33
(3)	除染特措法の成立と基本的な除染方針の策定に関するもの.....	37
(4)	低線量被ばくに関する科学的知見の整理に関するもの.....	40
(5)	空間放射線量の低減の継続.....	41

(6) 小括	42
4 新聞報道以外での情報提供の状況について.....	43
(1) 政府からの情報	43
(2) 福島県からの情報	44
(3) 医療関係者からの情報	44
5 避難指示等の対象区域外の空間放射線量の状況と本件原発からの距離.....	45
6 避難指示等対象区域外における空間放射線量と健康影響に関する科学的知見	48
(1) 我々は社会生活上自然放射線等による低線量の放射線被ばくを受けている ものであること	48
(2) 放射線被ばくと健康影響に関する科学的知見.....	50
(3) 政府による避難指示が年間 20 ミリシーベルトの基準を採用していること	51
7 自主的避難の状況について	52
8 避難指示等対象区域外の社会的活動の状況等について.....	56
(1) 福島市	56
(2) 郡山市	57
(3) いわき市	59
(4) 二本松市	62
(5) 相馬市	62
(6) 須賀川市	62
(7) 伊達市	62
9 小括	63
第3 被侵害利益について	65
1 被侵害利益について	65
2 自主的避難者と滞在者について	68

第4　自主的避難等対象者の精神的損害の賠償対象期間について（賠償期間）	69
1　大人（妊婦・子供以外）の賠償期間について.....	69
（1）精神的損害の賠償対象期間は平成23年4月22日頃までであること。	69
（2）中間指針追補の考え方も同様であること.....	71
（3）避難者も滞在者も同様であること.....	72
2　妊婦・子供の自主的避難等対象者の精神的損害の賠償対象期間について...	73
3　同伴者である大人の自主的避難等対象者の精神的損害の賠償対象期間について	
.....	74
第5　自主的避難等対象者の損害の賠償額について.....	76
1　大人（妊婦・子供以外、同伴者を含む。）について.....	76
2　妊婦・子供について	81
3　自主的避難実行者と滞在者の損害額について.....	82
第6　中間指針等の考え方について	82
1　中間指針等の意義	82
（1）中間指針等とは	82
（2）本件事故に関する審査会（本件審査会）の設置.....	83
2　中間指針等の位置付け	85
3　中間指針追補等によって、1審被告東京電力の賠償の考え方は十分に合理的なものとして基礎付けることができること.....	87
（1）中間指針追補等における自主的避難等対象者に対する賠償の考え方...	87
（2）審査会における審議過程	89
第7　関連する裁判例について	92
1　旧緊急時避難準備区域の住民の精神的損害に関する裁判例.....	92
（1）1審判決（丙A33）	92
（2）控訴審判決（丙A34）	95
2　自主的避難等対象区域の住民の精神的損害に関する裁判例.....	96

3 避難等対象区域、自主的避難等対象区域以外の区域の住民の精神的損害に関する裁判例	98
(1) 東京都練馬区の住民からの精神的損害の賠償請求を棄却した裁判例 ...	98
(2) 東京都渋谷区の住民からの精神的損害の賠償請求を棄却した裁判例 ...	99
4 その他の裁判例	100
5 まとめ	102

第1　はじめに

本準備書面においては、自主的避難等対象者（自主的に避難した者も自主的な避難をせずに滞在を継続した者も含む。）である1審原告らの精神的損害の評価及びその賠償の考え方について、主張を整理するものである。

自主的避難等対象者が本件事故発生後に置かれた状況に鑑みると、政府による避難指示等の対象とされていない区域に居住する住民においても、本件事故発生当初の時期に限っては、情報が必ずしも十分でなかったため、自身や家族の健康に影響が生じるとの恐怖心や、本件事故の重大化、放射線被ばくに対する不安が生じることもあったと考えられる。

しかしながら、避難指示の対象区域外の住民にこのような不安や恐怖が生じたとしても、そのような不安や恐怖感が生じていたことから、直ちに、法的に保護された権利利益の侵害に当たると解することはできない。この点については、客観的にいかなる危険が当該住民らに及んでいたのか、避難指示の対象とされていない区域において生活を送ることについて、放射線被ばくと健康影響に関するいかなる情報提供がなされていたのか、どのような情報提供等に基づいて社会的にいかなる認識が形成されていたのか、これに基づく社会的活動の再開状況等を踏まえて検討されなければならず、法的に保護された権利利益の侵害に当たると評価され得るとしても、「慰謝料を基礎付ける程度の相当程度の不安」が生じていたと評価されるべきであるのは、客観的な事情も踏まえ、いつころまであると解されるのか、等について検討することが必要であると思料する。

そして、この点に関して、自主的避難等対象者に該当する1審原告らは、（ア）一定の客観的な情報を基礎として、（イ）避難又は滞在を選択する主観的な意思決定を行い、その結果、（ウ）引き続き滞在し又は自主的避難をしたものである。

したがって、まず、1審原告らが意思決定の基礎とした情報（本件原発との距離、本件原発の事故の経過、線量情報など）を確定する必要がある（そのような情報は、時間の経過により次第に更新されるものであり、本件事故発生直後の時期においては錯綜していたものの、次第に正確な情報が伝わり、平成23年4月22日頃には、錯綜状態を脱したと評価することができる。）。

その上で、自主的避難者については、意思決定に至るまでの恐怖・不安や、自主的避難実行後の避難先での精神的苦痛が、法律上保護に値し、精神的損害の賠償をもって慰謝されなければならないか否かを検討する必要がある。

また、滞在者については、本件事故以降の不安が、法律上保護に値し、精神的損害の賠償をもって慰謝されなければならないかを検討する必要がある。そして、これらが肯定される場合、賠償対象とされるべき期間はいつまでか（賠償対象期間）、精神的苦痛を慰謝するための慰謝料額はどの程度か（賠償額）という観点から検討することが相当である。

このような恐怖や不安に基づく精神的苦痛が賠償の対象となるか否か、及び、その損害賠償の範囲については、本件事故による放射線の作用によって客観的にいかなる危険が生じており、かつ、この点に関して当該住民に対しているかなる情報の提供がなされていたのか等の点を踏まえ、自主的避難等対象区域内において、本件事故後の状況が一般にどのように受け止められていたのか等の点を考慮に入れて、自主的避難等対象区域内の住民における平均的・一般的な人を基準として、当該住民が本件事故による放射線の作用による相当程度の恐怖や不安を抱かざるを得なかつたと認められるか否か（賠償の要否），これが肯定される場合、賠償対象とされるべき期間はいつまでか（賠償対象期間），という観点から検討することが相当である。

そこで、本準備書面において、このような視点から、まず、自主的避難等対象者に該当する1審原告らに関して、その各人の意思決定の基礎となり、内心に影響を与えた可能性のある本件事故発生後の事情を整理した上で（下記第

2），1審原告らに生じた不利益が法律上保護に値するのか（被侵害利益の把握，下記第3），保護に値するとして，その期間（賠償期間，下記4），慰謝料額（損害額，下記第5），自主的避難に関する中間指針の考え方（下記第6），関連裁判例（下記第7）について検討することとする。なお，第3から第5までについては，1審原告らの属性に応じて，妊婦・子供とそれ以外の者，自主的避難実行者と滞在者等の区別を念頭に置いて検討する。

第2 1審原告らの内心に影響を与える、その意思決定の基礎となった可能性のある事情

1審原告らの内心に影響を与える、意思決定の基礎となった可能性のある事情は以下のとおりである。このような事情には、1審原告らの内心に影響し，不安感等を発生させた事情と，自主的避難の実行又は滞在の意思決定に影響する事情とが混在している。

1 本件事故発生当初の時期における政府による避難指示等の経緯

（1）平成23年3月11日の指示

政府は，本件事故が発生した平成23年3月11日に原子力災害対策本部を設置し，同日，本件原発から半径3キロメートル圏内の住民に対して避難の指示をし，半径3キロメートルから10キロメートル圏内を屋内待避指示区域として指定¹した（丙C2）。

¹ 政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して住民の屋内待避を指示した区域

(2) 平成23年3月12日の指示

同月12日には、避難指示の対象となる区域を福島第二原子力発電所から半径10キロメートル圏内及び本件原発から半径20キロメートル圏内に変更し（丙C3、丙C4）、同月15日には、屋内待機指示の対象となる区域を本件原発から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内とした（丙C5）。

(3) 警戒区域の指定

その後、政府は、同年4月21日、福島第二原子力発電所に係る避難指示の対象区域を半径8キロメートル圏内に縮小するとともに（丙C6）、同日、本件原発から半径20キロメートル圏内を警戒区域²に指定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者について、市町村長が一時的な立入りを認める場合を除き、当該区域への立入りを禁止するとともに、当該区域からの退去を命じた（丙C7）。

(4) 計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の指定

その上で、同月22日には、本件原発から半径20～30キロメートル圏内に指示されていた屋内退避の指示は解除され、以下のとおり、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域が指定された（丙C8）。

ア 計画的避難区域³の指定

政府は、平成23年4月22日、葛尾村、浪江町、飯舘村、川俣町の一部

² 本件原発が不安定な状況にあることから、再び事態が深刻化した場合の居住者等の危険防止のために指定される地域（原災法28条2項、災害対策基本法63条1項）

³ 政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して計画的な避難を指示した区域である。同区域は本件原発から半径20キロメートル以遠の周辺地域のうち、本件事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれのある区域であり、概ね1か月程度の間に、同区域外に計画的に避難することが求められている。

及び南相馬市の一
部であつて、本件原発から半径 20 キロメートル圏内を除く区域を計画的避難区域として指定し、当該区域内の居住者等に対し、原則として概ね 1 か月程度の間に順次当該区域外へ避難のための立退きを行うことを指示した（丙C 8 の 2 枚目）。

イ 緊急時避難準備区域⁴の指定

政府は、広野町、楓葉町、川内村、田村市の一
部及び南相馬市の一
部であつて、本件原発から半径 20 キロメートル圏内を除く区域を緊急時避難準備区域に指定し、当該区域内の居住者等は、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うこと、当該区域においては、引き続き任意の避難をし、特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は、当該区域内に入らないようにすること、当該区域においては、保育所、幼稚園、小中学校及び高等学校は、休所、休園又は休校とすること、勤務等のやむを得ない用務等を果たすために当該区域内に入ることは妨げられないが、その場合においても常に避難のための立退き又は屋内への退避を自力で行えるようにしておく旨を指示した（丙C 8 の 2 枚目～3 枚目）。

なお、この緊急時避難準備区域の指定は、平成 23 年 9 月 30 日をもって解除されている（丙C 9）。

（5）南相馬市における住民に対する一時避難の要請

南相馬市は、平成 23 年 3 月 16 日に、市民の生活の安全確保等を理由とし

⁴ 政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して緊急時の避難又は屋内退避が可能な準備を指示した区域である。同区域は本件原発から半径 20 キロメートル以上 30 キロメートル圏内の区域から「計画的避難区域」を除いた区域のうち、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備をすることが求められ、引き続き自主避難をすること及び特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は立ち入らないこと等が求められる区域である。

て、その独自の判断に基づいて、南相馬市の住民に対して一時避難を要請したが⁵、屋内退避区域の指定が解除された同年4月22日には、引き続き警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に指定された区域を除く南相馬市内の区域から避難していた住民に対して、自宅での生活が可能な者の帰宅を許容する旨の見解が示されている（丙A2の8頁参照）。

（6）小括

政府は、本件事故後に本件原発から20キロメートル圏内について避難指示を出し、本件原発から20～30キロメートル圏内について屋内退避の指示を出したが、4月22日には、20～30キロメートル圏内における屋内退避指示が解除され、飯舘村等においては計画的避難区域の指定が、また、南相馬市的一部地域等においては緊急時に備えるという趣旨の緊急時避難準備区域の指定が、それぞれなされた（なお、この際、20～30キロメートル圏内のいわき市内の区域は緊急時避難準備区域に指定されなかった。また、緊急時避難準備区域の指定は平成23年9月30日に解除された。）。

また、南相馬市の独自の判断に基づく一時避難の要請についても、4月22日には帰宅を許容する旨の見解が示されるに至っている。

他方で、4月22日の時点で上記のとおり警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に指定されなかった区域については、引き続き避難指示等の対象とされていない。

2 新聞報道による本件事故発生後の住民に対する情報提供の状況について

以下では、新聞報道を通じて、本件事故後の本件原発の状況及び空間放射線量

⁵ 中間指針8頁の「(6) 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域」とは、南相馬市のうち本件原発から30キロメートル圏外の区域であって、計画的避難区域以外の区域がこれに当たる。

や放射線被ばくに関する知見等、避難指示等対象区域外の住民の自主的避難等に関連すると考えられる事情について、本件事故発生から平成23年4月末頃までの期間において、どのような情報が住民に提供されていたのかを略述する（日付は報道された日付を指す。なお、避難者は全国紙にアクセスする可能性が高く、滞在者は地元紙を読む可能性が高いと考えられることから、以下では、それぞれの報道の状況を分けて略述する。）。

（1）平成23年3月11日～3月17日

【全国紙】

本件事故発生直後の時期であり、本件原発近隣の自治体の住民らが放射線に関する情報がなく、避難場所を転々とする状況が報じられている（3月13日、丙C339の1枚目）。本件原発も1号機及び3号機で冷却機能が失われたと報じられ（3月14日、丙C339の2枚目）、1号機に続いて3号機の原子炉建屋が水素爆発したことが報じられている（同、丙C339の3枚目）。3月15日には、2号機において格納容器下部にある圧力抑制室が破損し、4号機においても使用済み燃料プールにおいて火災が発生し、20～30キロメートル圏内について屋内退避の指示が出されたことが報じられている（3月15日、丙C339の4枚目）。

3月14日付け朝日新聞（丙C340の1）では、＜被ばくの影響は　微量→まず心配無し　体に付着→除染必要＞として、「専門家や政府は、ただちに健康に影響を与える値ではないと説明している。『観測された値は最大値においても（1時間あたり）1557マイクロシーベルト。胃のX線検診を3回分弱という数字です』。枝野幸男官房長官は13日、記者会見で、危険性が低いことを強調した。私たちは普通に生活していても、宇宙や大地から、1年間で2400マイクロシーベルトの放射線を浴びている。一度に大量の放射線を浴びた方が体へのダメージは大きいが、胸部のCTスキャンの1回の放射線量は

6900マイクロシーベルトだ。」と報じている。3月16日付け朝日新聞（丙C340の2）では、<30キロ圏外 普段の生活を>として、「福島第一原発の爆発などの影響で、近隣では通常より高いレベルの放射線量が計測されている。ただ、ただちに健康に影響を与えるレベルではない。専門家は『原発の半径30キロ圏外に住む人は、正しい情報を集めながら、普段通りの生活を送って欲しい』と冷静な対応を呼びかけている。私たちは普段から宇宙や大地から、1時間あたり0.274マイクロシーベルトの放射線を浴びている。一方で、胸部のCTスキャンの放射線量は1回あたり6900マイクロシーベルト。16日午前9時現在、栃木県那須町で毎時1.36マイクロシーベルトといった数字が観測されているが、CTスキャンの約5千分の1にとどまる。このため、専門家は、子供を含め、外出を控える必要はなく、洗濯物を外に干しても大丈夫だと話している。」と報じている。

3月16日には、福島県内の空間放射線量が新聞で報道されており、これによれば、福島市で毎時20.00マイクロシーベルト、郡山市で毎時2.88マイクロシーベルト、いわき市で毎時1.50マイクロシーベルトなどとされ、各観測点のデータはいずれも1ミリシーベルト（1000マイクロシーベルト）以下で、専門家はすぐ健康に影響が出るレベルではない、と指摘している旨が報じられている（3月16日、丙C339の5枚目）。

3月17日には、放射能の健康影響についての記事が掲載され、福島市内の水道水から一時的にヨウ素とセシウムが検出されたことについて、「お年寄りも子供も、飲んで安全には問題のないレベルだ」との元原子力安全委員のコメントが紹介されているほか、30キロ以上離れたところでは、「買い物はいつも通りに」、「うがい薬などを放射線被曝の予防のために飲まない」、「チェーンメールなど迷惑情報に注意する」、「野菜などはよく洗う」、「雨にぬれることは避ける」などの情報提供がなされているほか、文部科学省や放射線医学総合研究所、緊急被ばく医療研究センターのウェブサイトのURLが紹介さ

れている（3月17日、丙C339の6～8枚目）。また、＜災害時 正しい情報を＞として、「災害時は正しい情報をすばやく得て、落ち着いて行動することが大切だ。阪神大震災が発生した1995年に比べ、現在はネットが普及。情報量は圧倒的に増えているが、中には正しくなかったり、根拠が不明確だったりするものも多い。適切な情報の取得方法や、デマに惑わされない心構えなどをまとめた。」として、放射線医学の専門家などの情報提供サイトの所在や内容等について紹介されている（丙C339の9枚目）。

また、3月17日付け朝日新聞（丙C340の3）では、「チェルノブイリ原発事故により退避させられた30キロ圏内のは、退避までの間に数十ミリシーベルトの放射線を浴びたと考えられている。しかし、チェルノブイリでの健康影響を調べている長崎大大学院の山下俊一教授（被ばく医療）によると、がんの発症率が高いという報告はないという。甲状腺がんを患った子供たちは、放射性物質に汚染されたミルクを飲んだのが原因と考えられている。ブラジルやインドなど、年間被曝量が数十ミリシーベルトと国際的にみても高い地域でも、がん発症率は高くないという。」、＜健康への影響出ない値＞「確かに事故以降、近隣都県を中心に、過去の平均値より高い値が検出されている。しかし、毎時、数マイクロシーベルト以下ならば、健康に影響を与えるような値ではないと考えられている。」、＜胎児や母乳 懸念を否定 産科婦人科学会＞「日本産科婦人科学会は16日、妊娠・授乳中の女性への放射線被曝の影響に関する見解を学会ホームページで公表した。福島第一原発で爆発事故が起きた15日に、同原発から5キロ以上離れた場所にいた場合、被曝量は人体に影響を与えない低レベルのもので、本人や胎児、母乳を飲んでいる乳幼児への『悪影響について心配する必要はない』としている。放射性物質による甲状腺障害を防ぐためのヨウ化カリウムの服用は不要で、母乳をあきらめる必要もない」と説明している。」と報じている。

【福島民報】

福島民報においても、3月14日から同16日にかけて本件原発の事故の状況について繰り返し報じられており、16日には、福島市内でも放射線量が上昇していることが報じられているが、併せて福島県はかかる放射線量の状況をもって「健康に影響を与える範囲ではない」としていることが報じられている（丙C341の5枚目）。また、16日には、放射線量と人体への影響に関する科学的知見が紹介されるとともに、各地で測定された放射線レベルは現時点では即、健康に影響が出る値ではないとの報道がなされている（同・6枚目）。

（2）3月18日～3月24日

【全国紙】

3月18日には、福島県内の空間放射線量が新聞で報道されており、これによれば、17日午後6時時点では、福島市で毎時12.50マイクロシーベルト、郡山市で毎時2.90マイクロシーベルト、いわき市で毎時1.21マイクロシーベルトなどとされ、福島市内でもピーク時の半分近くの値になるなど、各地で低下傾向が見られたと報じられている（丙C339の10枚目）。また、同日午前11時時点では、福島市で毎時11.00マイクロシーベルト、郡山市で毎時2.56マイクロシーベルト、いわき市で毎時1.06マイクロシーベルトなどと報じられている（丙C339の11枚目）。

また、専門家の見解として、「ふだんよりも高めとはいっても、現在、各地で観測されている放射線量はマイクロシーベルトのレベル。健康への影響が心配される線量とは、けたが全然違う。胸部のX線やCTなど、医療機関で浴びる放射線と比べてもはるかに低く、心配する必要はない。ただ、セシウムは環境中に長くとどまる性質があるので、今後の測定値を注意深くみていく必要はある。」などの知見が紹介されている（丙C339の10枚目）。

また本件原発の状況としては、1から3号機について海水の注入を継続して

おり、3、4号機の使用済み核燃料プールについても水は残っており、放射性物質が飛散する状況はからうじて回避しており、冷却を継続するとともに、非常用電源を早期に回復させ、危機的状況からの脱却を目指していることが報じられている（3月18日、丙C339の12枚目）。

3月19日には、同日午前9時時点で、福島市で毎時9.80マイクロシーベルト、郡山市で毎時2.18マイクロシーベルト、いわき市で毎時0.94マイクロシーベルトなどと報じられている（丙C339の13枚目）。また、<被曝 心配し過ぎないで>として、「原発の半径30キロ圏内の住民でも、除染が必要なレベルの放射線が検出されたのは、原発のそばを歩いていたなど、ごく例外的な場合だけ。圏外の住民は現状では検査は必要ない」、「現状で健康への影響が心配されるのは、『原発の復旧作業のために尽力している方々だけ』」との専門機関の見解が紹介されている（丙C339の14枚目）。

3月20日には、ホウレンソウ・原乳・水道水の一部で基準を超える放射性物質が検出されたと報じられているが、政府は直ちに健康に影響する数値ではないとして冷静な対応を求めていることが報じられ（丙C339の15枚目）、その後、3月22日には、原災法に基づき、福島県産等のホウレンソウ、かき菜、原乳について出荷停止の指示が出されたこと、及び、「いまの大気や野菜、水の検出値はいずれも健康にただちに影響を与えるものではない。すでに飲んだり食べたりしたものでも問題はない。」などの専門家の見解が掲載されている（丙C339の16枚目）。

3月23日には、本件原発の電源復旧作業について、全6基について電源の接続が完了し、外部電源を全6号機に供給できる状況が整ったと報じられている（丙C339の17枚目）。また、同日には、食品の不安の解消のために、食品安全委員会が食品中の放射能について現行の暫定規制値から新たな規制値の設置の検討を始めることが報じられるとともに、暫定規制値を上回る食品を摂取しても被ばく量はわずかであることが、胃のX線集団検診時の被ばく量（1

回0. 6ミリシーベルト），自然放射線の被ばく量（1人当たり年平均1.5ミリシーベルト）やCT検査の被ばく量（1回当たり6.9ミリシーベルト）との比較を示しながら、「食べても健康に問題なし」、「出荷停止は予防措置」との見出しの下で説明されている（丙C339の18枚目）。

3月23日には、福島県産の小松菜・キャベツなどについて摂取制限の指示が出されたことが報じられ、併せて、「最大値を示した野菜を約10日間食べても、1年間の自然放射線量のほぼ2分の1にとどまるので、ただちに健康に被害が出ないことはもとより、将来にわたって健康に影響を与えるような放射線量は受けない」との政府の説明も報じられている（丙C339の19枚目）。

3月23日には、同日午前8時時点では、福島市で毎時5.90マイクロシーベルト、郡山市で毎時1.63マイクロシーベルト、いわき市で毎時1.73マイクロシーベルトなどと報じられている（丙C339の20枚目）。

3月24日には、本件原発の状況に関して、1から6号機全てについて送電ケーブルが接続され、電源復旧が期待されており、3号機と4号機についても計測用の電源が22日に回復していること、1から3号機については海水を注入し、特に1号機は海水の注入量を増やしながら、燃料の冷却作業が続けられている様子が報じられている（丙C339の21枚目）。

3月24日には、同日午前8時時点では、福島市で毎時5.21マイクロシーベルト、郡山市で毎時1.43マイクロシーベルト、いわき市で毎時1.51マイクロシーベルトなどと報じられている（丙C339の22枚目）。

【福島民報】

3月17日には、福島市や郡山市等の県内7地点の環境放射能測定値が報じられており、「健康に影響なし」と報道されている（丙C341の8枚目）。

3月20日には、本件原発の1号機及び2号機に外部電源が接続されたこと、3号機も一定の安定した状態にあるとの政府の認識が報じられる（同・9枚目）。また、同日には、福島市内の放射線量の状況等について、健康に全く心配ない

水準であるとの専門家の見解が報じられ（同・10枚目），同月21日には，放射線リスクに対する過度の反応を戒めるとの専門家の講演内容が紹介されている（同・12枚目）。

同月22日には，5, 6号機も電源が復旧したことが報じられているほか（同・13枚目），放射線の暮らしへの影響に関する情報提供がなされるとともに，福島市や郡山市内の放射線量の状況が報じられている。また，被ばくの有無を調べる1万58人を対象としたスクリーニング検査の結果，基準値を超えたのは1人で，その1人も衣服を脱ぐなどして再検査した結果基準値を下回ったことが報じられている（同・14枚目）。

同月23日にも，放射性物質の影響に関するQ&Aが掲載され，冷静な対応が呼びかけられている（同・15枚目）。

（3）3月25日～3月31日

【全国紙】

3月25日には，水道水から放射性物質が検出されたことについて，国や自治体が冷静な対応を呼びかけていることが報じられるとともに，「放射能の検出が厚生労働省が定めた暫定規制値以下なら，健康への影響は全く心配ない。放射性ヨウ素は，甲状腺という組織に集まりやすく将来，がんになるリスクを高める懸念があるが，暫定規制値は相当ゆとりをもたせている。たとえ上回った場合に一時的に飲んだとしても問題はない。現状なら障害は出ない水準といえる。この程度なら，放射線よりも喫煙や食生活，運動などの生活習慣の方が健康に大きく影響する。放射線が危ないと過剰に気を使い，入浴をやめたり水を飲まなくなったり，生活を乱す方がずっと健康に悪い。」との専門家の意見が紹介されている（丙C339の23枚目）。

また，3月25日には，福島県川俣町の子供の甲状腺被ばくの調査をした結果，1歳から15歳の66人についていずれも問題のない値であることが報じ

られている（丙C339の24枚目）。また、同日午前8時時点では、福島市で毎時4.80マイクロシーベルト、郡山市で毎時3.89マイクロシーベルト、いわき市で毎時1.39マイクロシーベルトなどと報じられ、いずれのデータもただちに健康に被害が出る値ではないが、通常より高い値は続いている、注視が必要だと報じられている（丙C339の24枚目）。

3月26日には、福島県災害対策本部が、県内の農家に対して田植えや種まきなどの農作業を当面延期するよう求め、農地が安全かどうかを判断した上で作付けの指示を出すと報じられている（丙C339の25枚目）。また、本件原発の敷地内で放射線量の高い汚染水がたまっている箇所があることが報じられ、配管の破損によるのではないかとの見方が報じられている（丙C339の25枚目）。

3月28日には、原子炉の冷却が汚染水の状況によって長期戦になる見込みであることが報じられている（丙C339の26枚目）。また、同日には、100ミリシーベルトの被ばくを受けるとがんのおそれが0.5パーセント上昇するとの科学的知見が紹介されており、「家中では外からの放射線は遮られることもあり、大気中の放射線量が年間平均で10マイクロシーベルトぐらいまでは心配ないと見てよさそうだ。」との記事が掲載され、27日午後6時時点で、福島市で毎時3.54マイクロシーベルト、郡山市で毎時3.08マイクロシーベルト、いわき市で毎時1.00マイクロシーベルトなどと報じられている（丙C339の27枚目）。28日午前8時時点では、「放射線量 大気中低下続く」として、福島市で毎時3.53マイクロシーベルト、郡山市で毎時2.99マイクロシーベルト、いわき市で毎時0.91マイクロシーベルトであることなどが報じられている（丙C339の28枚目）。

3月29日には、「放射線量 さらに低下」として、3月28日午後6時時点で福島市で毎時3.18マイクロシーベルト、郡山市で毎時2.85マイクロシーベルト、いわき市で毎時0.83マイクロシーベルトであることなどが

報じられている（丙C339の29枚目）。また、国立がん研究センターは、本件事故による人体への影響について「原子炉で作業をする人を除けば、現時点で健康被害はほとんど問題はない」との見解を発表し、飲食物の基準も「十分すぎるほど安全といえるレベル」であると指摘し、冷静な対応を呼びかけた旨が報じられている（丙C339の29枚目）。

3月30日には、いわき市においては、地震や津波による被害も受けているが、大王製紙株式会社は、いわき市内の子会社において独自に放射線量を計測した上で、問題はないとして3月24日から操業を再開し、あすか製薬株式会社は3月25日から一部生産を再開し、アルパイン株式会社及びアルプス電気株式会社も3月28日にいわき市内の工場を再開し、日産自動車株式会社も地震被害からの復旧作業を経た上で4月中旬の操業再開を目指すとしている旨が報じられている（丙C339の30枚目）。

また、本件原発の敷地から微量のプルトニウムが検出されたことについて科学的な解説がなされるとともに、プルトニウムは食べ物などと一緒に口から取り込んでも消化管から吸収されにくく、排泄されやすいこと、プルトニウム239が主に出す放射線（アルファ線）は人体に影響が大きいが、空气中では数センチしか飛ばず、紙1枚で遮られ、作業員も作業服を着ていれば十分防ぐことができるとの記事が掲載されている。また、3月29日の午後6時時点では、福島市で毎時3.08マイクロシーベルト、郡山市で毎時2.60マイクロシーベルト、いわき市で毎時0.77マイクロシーベルトであり、微減が続いていることなどが報じられている（丙C339の31枚目）。

3月30日の午後2時時点では、福島市で毎時2.84マイクロシーベルト、郡山市で毎時2.38マイクロシーベルト、いわき市で毎時0.64マイクロシーベルトであることなどが報じられている（丙C339の32枚目）。

【福島民報】

3月25日には、飲料水や生活用水に関するQ&Aが掲載され、風呂も心配

はなく、妊婦も通常の生活をすることが呼びかけられている（丙C339の18枚目）。また、環境放射線の測定値が福島市で減少傾向にあることが報じられ、測定値も報道されている（同）。

3月26日には、川俣町での小児甲状腺被ばく調査において全て問題がないとの結果であったことが報じられている（同・19枚目）。

3月27日には、福島市などの中通りに浜通りの避難指示対象区域からの避難者が多数転入手続をしていることが報じられている（同・20枚目）。

3月28日には、30キロ圏外ではハウス野菜7品が放射能暫定基準値を下回り、安全であるとして、福島県が市場や業者に対して販売強化を要請した旨が報じられている（同・21枚目）。いわき市において一部店舗で営業が再開される模様や福島市で空間放射線量が低下傾向にあること、福島県が実施するスクリーニングの結果、基準値超えはなかったことなどが報じられている（同・23枚目）。

3月29日には、国立がん研究センターが「一般市民 問題ない」「正しい知識で冷静に」とのメッセージを緊急会見で発していることが報じられている（同・24枚目）。

（4）4月1日～4月7日

【全国紙】

4月1日には、本件原発においてタービン建屋に大量にたまっている汚染水を除去するための作業が続けられており、その流出防止が難題となっていることが報じられている（丙C339の33枚目）。

4月2日には、1日に福島県が県産農産物の安全性をPRする「がんばろうふくしま！」と題したキャンペーンを県内で始めたことが報じられ、福島県知事が出荷停止等の対象品目以外の農産物の安全性をPRしていることが報じられている（丙C339の34枚目）。また、福島県伊達市の乳児に対する水道

水の摂取制限が解除されたことが報じられ、この結果、水道水の摂取制限が継続されているのは、飯舘村の乳児に対するもののみとなったことが報じられている（丙C339の34枚目）。4月3日には、「放射線と健康 正しく知る」として科学的知見の解説がなされており、「100ミリシーベルト以下になると喫煙など他の要因によるリスクと見分けが付かなくなる」、「実際には、放射線は日常的に宇宙から降り注ぎ、岩石に含まれる放射性物質からも出ている。日本人は平均年間1.5ミリシーベルトを浴びている。（年間1ミリシーベルトという一般人の）規制値はそれを超えればすぐに危険という『安全と危険を区切る境界線』ではない。安全に十分な余裕がとつてある。」ことなどが報じられている（丙C339の35枚目）。

また、一部が本件原発から30キロメートル圏内に入る飯舘村及びこれに隣接する川俣町で946名の子供の甲状腺被曝の状況を検査したところ、いずれも問題はなかったことが報じられている（丙C339の36枚目）。

4月4日には、3日の測定値として、福島市で毎時2.46マイクロシーベルト、郡山市で毎時2.17マイクロシーベルト、いわき市で毎時0.51マイクロシーベルトであることなどが報じられている。また、4月1日に採取した本件原発から約30キロメートル地点の海水に含まれる放射性物質濃度が3月28日採取分よりも低下し、いずれも基準を大きく下回っていることが報じられている（丙C339の37枚目）。

また、4月4日には、食品安全委員会が、食品中の放射性物質について、これまで適用されてきた暫定基準を維持すると結論したことについて、消費者団体などが評価している旨の反応が報じられている（丙C339の38枚目）。

4月5日には、農産物の出荷制限が解除されそうな状況にあることを受けて、放射性物質の摂取と健康影響に関して「100ミリシーベルト以下では、リスクが高くなるという明らかな証拠は認められていない。がんの発病は、喫煙や生活習慣といった条件も関係する。100ミリシーベルト以下では、こうした

要因と分けて分析できないくらい放射線の影響度が小さいとされる。『少量の放射線が健康への問題を引き起こすとは考えられない』と専門家が言うのはこのためだ』などの科学的知見が解説されている（丙C339の39枚目）。

4月6日には、本件原発において生じた高濃度の汚染水について、2号機の取水口付近の流出が止まったことが報じられている（丙C339の40枚目）。

4月7日には、福島県による農家に対する作付け延期要請については、県北部の飯舘村、伊達市月舘町、川俣町、二本松市、本宮市、大玉村、郡山市日和田町を除いて、延期要請を解除したと報じられている（丙C339の41枚目）。

また、6日の測定値として、福島市で毎時1.88マイクロシーベルト、郡山市で毎時1.99マイクロシーベルト、いわき市で毎時0.42マイクロシーベルトであることなどが報じられている（丙C339の41枚目）。

また、4月7日付け福島民報（丙B24の5）では、地元紙である福島民報において、福島県のアドバイザーのQ&Aとして、「現在の状況が続いても、健康リスクがあるとされる1.00ミリシーベルトまで蓄積される可能性はない。」、「将来の妊娠も全く心配要らない。子供も現在の線量で影響が出ることはない。」との回答等が報じられている。

【福島民報】

4月1日には、県内の各地点の空間放射線量が減少か横ばいであることが測定値とともに報じられており、また、いわき市内の水道水の乳児による摂取制限が解除されたことが報じられている（丙C341の26枚目）。4月2日には、福島県が「がんばろう　ふくしま！地産地消運動」をスタートさせ、福島県知事も参加して福島の野菜の安全性がアピールされていることが報じられている（同・27、28枚目）。

4月3日には、大気中の放射性物質濃度の低下傾向が報じられ（同・29枚目）、4月4日には、30キロ圏外の家庭生活について「日常に影響ない」との「放射線Q&A」が掲載されている（同・31枚目）。

4月7日には、福島市などの36市町村について農産物の作付け自粛が解除されたと報じられている。また、県内46市町村の公立小中学校で6日に入学式が行われたことが報じられている（同・32枚目）。

（5）4月8日～4月16日

【全国紙】

4月9日には、本件原発の敷地内の高濃度の汚染水について移送する作業が始まられることが報じられている（丙C339の42枚目）。

4月10日には、米国エネルギー省が、本件原発から40キロメートル圏外の放射線量は減り続けており、避難や移住などの必要がない放射線量になっているとの見解を発表したと報じられている（丙C339の43枚目）。また、9日の測定値として、福島市で毎時2.00マイクロシーベルト、郡山市で毎時1.86マイクロシーベルト、いわき市で毎時0.36マイクロシーベルトであることなどが報じられている（丙C339の43枚目）。

4月11日には、本件事故から1か月が経過し、これまでの放射線のピークは3月15日から16日であり、その後各地で低下傾向を見せてていることが報じられている。同月10日午後時点で、福島市で毎時1.8マイクロシーベルト、郡山市で毎時1.85マイクロシーベルト、いわき市で毎時0.33マイクロシーベルトであることなどが報じられている（丙C339の44枚目）。

また、同月11日には、累積線量を考慮して飯舘村等の区域について計画的避難区域として新たに指定すること、屋内退避区域の指定については解除され、20～30キロメートル圏は新たに緊急時避難準備区域に指定されることなどが発表されている（丙C339の45枚目）。

4月13日には、福島県が、土壤調査の結果、政府指示による避難区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域以外で検出された放射性セシウムは米の作付け制限の基準値を下回ったと発表したことが報じられている（丙C339

の46枚目）。また、IAEAの専門家が、1986年のチェルノブイリ事故との比較について、事故の構造や規模において「全く異なる」（本件事故の事故構造や規模の方が小さい）と指摘している旨が報じられている（丙C339の47枚目）。

4月14日には、本件原発の敷地内の高濃度の汚染水を回収する作業の第一段階が終了したことが報じられている（丙C339の48枚目）。15日には、本件原発の取水口付近の海水を仕切るシルトフェンスを6か所に設置する作業が14日に終了したと報じられている（丙C339の49枚目）。

4月16日には、15日の測定値として、福島市で毎時1.79マイクロシーベルト、郡山市で毎時1.76マイクロシーベルト、いわき市で毎時0.33マイクロシーベルトであることなどが報じられている（丙C339の50枚目）。

【福島民報】

4月11日には、東日本大震災1カ月として、3月15日に放射線量が上昇した後はほぼ一貫して低下傾向を示していることがグラフとともに示されており、1年間で100ミリシーベルト以上を浴びると、がんのリスク上昇率と相關関係が見られるとの東大名誉教授の見解が報じられている（丙C339の34枚目）。

同日には、いわき市長が野菜や加工品について安全宣言をした旨が報じられており、福島市花見山での花見の様子が報じられている（同・35枚目）。

4月15日にも県内水道水から放射性物質が検出されないこと、県内11地点で放射線量が減少か横ばいにあることが測定値とともに報じられている（同・37、38枚目）。

4月16日には、いわき市の10の県立高校で1週間遅れの入学式が行われたことが報じられ、同月17日には、25市町村で原乳の出荷制限が解除されたことが報じられている（同・39枚目、41枚目）。

(6) 4月17日～4月30日

【全国紙】

4月18日には、4月17日に1審被告東京電力が、本件原発の原子炉の冷却と放射性物質の放出抑制に向けての工程表⁶を公表し、今後3か月程度で原子炉と使用済み燃料プールの冷却、原子炉を丸ごと水で包む水槽の実施等を行い（ステップ1）、今後6～9か月程度で原子炉を冷温停止状態にすること等（ステップ2）を目標とすることが報じられている（丙C339の51枚目）。このような工程表の公表に関しては、避難指示等の対象となっている避難者から、「長すぎる」「とにかく早く帰らせてほしい」などの声が出ていることが報じられている（丙C339の52枚目、53枚目）。

また、4月20日には、19日に文部科学省と厚生労働省が、避難指示等対象区域外の福島県内の学校や幼稚園・保育園が校舎・校庭を利用する際の放射線量の基準を発表し、ICRPの目安を参考にして、屋外活動については毎時3.8マイクロシーベルト（引用者注：年間20ミリシーベルト）を基準として、これを超える場合には屋外の活動を制限するとの考え方を示したことが報じられている。この点に関して、「年間20ミリシーベルトは、人体への影響はほとんどない数字と言える。親はいたずらに不安に思わず、今回の基準を冷静に受け止めて欲しい。」との専門家の見解や「基準の毎時3.8マイクロシーベルトは、あくまで安全を重視した理論値。ルールの下に過ごせば大丈夫だということを子供や保護者に説明したい。国には継続的なモニタリング調査と結果の開示を求めていく」との福島県教育長のコメントが掲載されている（丙C339の54枚目、55枚目）。

⁶ 平成23年4月17日付け「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」（丙C342）

4月21日には、20日午後の測定値として、福島市で毎時1.65マイクロシーベルト、郡山市で毎時1.63マイクロシーベルト、いわき市で毎時0.28マイクロシーベルトであることなどが報じられている（丙C339の56枚目）。

4月22日には、本件原発から20キロメートル圏内が警戒区域に指定され、立ち入りが原則禁止となること、飯館村等について計画的避難区域に指定されること、20～30キロメートル圏内の屋内退避区域の指定は解除され、その計画的避難区域から外れる地域の大部分が緊急時避難準備区域に指定される（同圏内に位置するいわき市の一部区域は指定されていない。）ことが報じられている（丙C339の57枚目）。

4月23日には、22日午後の測定値として、福島市で毎時1.69マイクロシーベルト、郡山市で毎時1.56マイクロシーベルト、いわき市で毎時0.27マイクロシーベルトであること、福島県内で屋外活動が制限されていた13の学校のうち、4校で毎時3.8マイクロシーベルトの基準を下回ったことから屋外活動の制限が解除されたことなどが報じられている（丙C339の58枚目）。

4月26日には、本件原発から半径20キロメートル圏内の警戒区域に指定された区域の住民の一時立ち入りについて、5月の大型連休明けから始める考え方を首相が表明したことが報じられている（丙C339の59枚目）。

4月27日には、本件原発の1号機において格納容器を水で満たす水槽作業に着手したことが報じられている（丙C339の60枚目）。

4月28日には、首相が本件事故を検証する第三者委員会を5月中旬に立ち上げる方針を明らかにしたと報じられている（丙C339の61枚目）。

4月30日には、福島県内で屋外活動が制限されていた9の学校のうち、7校で毎時3.8マイクロシーベルトの基準を下回ったことから屋外活動の制限が解除され、この結果、避難指示の対象区域を除く区域において屋外活動が制

限を受けるのは伊達市内の小学校2校だけになったことが報じられている（丙C339の62枚目）。

【福島民報】

4月17日には、積算被ばくに関する人体への影響Q&Aが掲載されるとともに（丙C341の42枚目），県内ハウス野菜全48点の放射性物質検査の結果がいずれも暫定基準値を下回るものであったことが報じられ、また、ふくしまの食についての風評被害をなくすため、福島県と全農県本部が東京で野菜や加工品の販売会を開催している様子が報じられている（同・43枚目）。福島市の花見山公園では桜が満開となり、1万人近い観光客でにぎわったことが写真付きで報道されている（同・44枚目）。

4月18日には、17日に1審被告東京電力が公表した本件事故の収束に向けての工程表について報じられており（同・45枚目），同月20日には、文部科学省の校庭等の利用に関する暫定基準（毎時3.8マイクロシーベルトを超える場合には屋外活動が制限される）について報じられ、13校・園が制限の対象となったことが報じられている（同・46枚目）。また、文部科学省が実施した土壌放射能の数値については全校・園で健康上問題となる数値ではなかったことが報じられている（同）。また、この暫定基準で活動制限の対象にならなかつた学校等の子供は外遊びについて気にしなくてよいとの専門家の見解が4月20日に報じられている（同・48枚目）。

4月20日には、本件原発の1から4号機について外部電源の多重化が完了したと報じられ、また、米国の専門部隊も本件原発の事態が悪化する可能性は低いと判断したとみられることから来週にも帰国する旨が報じられている（同・47枚目）。

4月21日には、校庭等の利用に関する暫定基準値の毎時3.8マイクロシーベルトの考え方方が報じられ、また、福島市やいわき市等の県内11地点の空間放射線量率の測定値（福島市で毎時1.67～1.77マイクロシーベルト，

郡山市で毎時1.61～1.80マイクロシーベルト、いわき市で毎時0.28～0.32マイクロシーベルト)の状況が報じられている(同・50枚目)。

同月23日には、いわき市のスパリゾートハワイアンズでフラガールが練習を再開したことが報じられ、いわき市において屋内退避区域の指定が解除されたことについて、いわきが安全であることを認めたものとしていわき市長が安堵していることが報じられている(同・51枚目)。

同月30日には、屋外活動の制限がなされている9校のうち7校で前記暫定基準を下回り、屋外活動制限が解除される見込みであることが報じられている(同・52枚目)。

(7) 小括

以上のとおり、地元紙のみならず、自主的避難先においても購読し得る全国紙においても、本件事故発生直後から平成23年4月22日頃までにかけて、本件事故の状況や福島県内の空間放射線量の状況は日々報道されており、避難指示等対象区域外の地域における空間放射線量が時間の経過に伴い低減していくことも情報提供がされており、避難指示等対象区域外での放射線被ばくと健康影響に関する科学的な知見についても繰り返し報じられ、冷静な対応が呼びかけられているのであって、避難指示等の対象区域外の住民において避難することが求められるとの論調は見られない。また、本件原発の状況も平成23年3月下旬からは本件原発敷地内における汚染水の問題などが報道されているものの、本件原発の原子炉等の冷却がなし得ない状況等への進展が予想されるという状況ではなく、むしろ、本件原発から少なくとも30キロメートル以上離れている自主的避難等対象区域内の生活圏の空間放射線量は時間の経過とともに低減しており、また、4月17日には事故の収束に向けた道筋(丙C327、丙C342)が公表され、冷温停止に至るまでの道筋が示されるに至っていること、4月22日には、自主的避難等対象区域からみてより本件原発に近い2

0～30キロメートル圏内の屋内退避指示が解除されるなど、このころまでには、本件事故発生直後の時期に比して本件原発の原子炉等の状況が落ち着いていることが報道されている。さらに、4月19日には学校等における校庭等の利用に当たっての基準が公表されており、4月末までには福島県内の学校の屋外活動の制限は概ね解除されており、また企業活動についても3月下旬から4月にかけて再開されるなど、社会的活動も復旧を示していることなどの事情が明らかとなっている。

このような状況や報道による住民への情報提供の内容を踏まえれば、自主的避難等対象者において本件事故後の放射線の影響による不安感や本件事故の進展状況に対する恐怖や不安を感じるとしても、他方で、概ね4月22日頃までには、自らの置かれている状況や客観的な危険の状況について冷静に判断するに足りる情報提供はなされるに至っていると評価することができる。

3 本件事故発生当初の時期（～平成23年4月22日頃）以降の状況について
以下では、上記2を踏まえつつ、本件事故発生当初の時期以降の状況について
も、念のため略述する。

（1）放射線に関する情報の拡充に関するもの

ア 事実関係

原子力災害対策本部は、平成23年4月22日に「環境モニタリング強化計画について」を公表し、事故状況の全体像を把握するとともに、計画的避難区域等の指定の評価に資することなどのために、①今後、現状における放射性物質の分布状況を把握するために「放射線量等分布マップ」を作成すること、②年間20ミリシーベルトを基準として当該地域における事故発生後1年間の積算線量がどの程度になるかを推定する「積算線量推定マップ」を作成すること、③土壤表層中の放射性物質の蓄積状況を把握するための「土

壤濃度マップ」を作成すること、④米国エネルギー省及び文部科学省が行う航空機サーベイにより、広域的な線量分布を把握するとともに、その結果を踏まえて効果的・効率的な環境モニタリング活動ができるようになるとともに、環境モニタリングの実施内容及び実施体制に係る強化計画を公表した（丙C 343）。平成23年5月6日には「文部科学省及び米国エネルギー省航空機による航空機モニタリングの測定結果について」（第1次航空機モニタリング、丙C 344）が公表され、それ以降も航空機モニタリングが継続的に実施され、結果が公表されている（丙C 345）。

文部科学省は、平成23年5月11日、「『環境モニタリング強化計画』を受けたモニタリングの強化について」を公表し、今後、測定点を追加するとともに、これを反映した「放射線量等分布マップ」を作成することを公表した（丙C 346）。

また、文部科学省は、同年7月25日には、緊急時避難準備区域の環境モニタリングについて「『ふるさとへの帰還』に向けた緊急時避難準備区域に関する放射線モニタリングアクションプラン」（対象：南相馬市、田村市、川内村、広野町、楓葉町）を公表し、平成23年7月中に実施される環境モニタリング結果を踏まえて放射線分布マップを作成し、個別の調査結果について情報提供するものとした（丙C 347）。

その後、文部科学省は、平成23年8月2日に「放射線量等分布マップ」を公表し、本件原発から概ね100キロメートル圏内の約2000箇所の測定地点及び走行サーベイにおいて測定された空間線量率について、前述した航空機モニタリング結果との比較も含めて、公表した（丙C 348）。

また、同日、同省に設置された「モニタリング調整会議」は、「総合モニタリング計画」を決定した（その後、隨時改訂）。この計画においては、原子炉の状態が比較的安定し、原子炉施設からの放射性物質の放出は十分小さくなっていると考えられることから、これまで行われてきた緊急時モニ

タリングに対し、今後は、周辺環境における全体的影響を評価し、今後の対策の検討に資するための放射線モニタリングに移行することが適切であるとして、平成23年内に実施するモニタリングについて総合的な計画を整理するとともに、同年8月中旬頃には関係府省が行っているモニタリング情報の提供を受けて、文部科学省のとりまとめにより放射線モニタリングに係る「ポータルサイト」を整備することとされた（丙C349。その後、平成25年4月1日改訂の総合モニタリング計画では、文部科学省に代わって原子力規制委員会がポータルサイトを運用することとされ、現在は、同委員会ウェブサイト「放射線モニタリング情報」において各種のモニタリング情報が集約・公表されている。）。

さらに、平成23年10月には、様々なモニタリングの結果を詳細に確認できるように「放射線量等分布マップ拡大サイト」も整備された（丙C350）。これにより、インターネット上において、航空機モニタリング及び放射線量等分布マップ（各測定地点又は走行サーベイごと）の結果を、各時点の空間線量率や土壤濃度を選択して地図上に表示し、確認することができるようになった。

イ 新聞報道の状況

5月7日には、文部科学省が第1次航空機モニタリングの結果を公表したこと、そこでは本件原発から半径80キロメートルの範囲内で測定された地表面の放射線量や放射性物質の量が地図上に表わされていることが報じられている（丙C351の2枚目）。

また、7月26日には、政府が、緊急時避難準備区域の解除に向けた作業計画（「ふるさとへの帰還」に向けた緊急時避難準備区域に関する放射線モニタリングアクションプラン）を発表したこと、月内に区域内5市町村の公共施設、通学路、宅地などの放射線量調査を完了し、その結果を8月上旬に

も線量マップにまとめるとされていること、年間積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定される地域があれば、特定避難勧奨地点の指定や緊急時避難準備区域の指定継続を検討する方針であることが報じられている（丙C 351の4枚目、5枚目）。

8月3日には、モニタリング調整会議が放射性物質の監視（モニタリング）につき新たな実施計画（総合モニタリング計画）をまとめたこと、今後、広域の線量地図を作成するほか、原発周辺の詳しい汚染状況を調べること、その結果は、住民の健康管理、除染、避難区域の解除の検討などに生かされること、これに伴って全国のモニタリングポストを250基増設すること、緊急時避難準備区域では学校や病院など生活に密着した施設での測定結果を含めた詳細な線量地図を8月中旬を目処に作成すること、モニタリングの結果を公表する文部科学省のウェブサイトを見やすく刷新することが報じられている（丙C 351の6枚目、7枚目）。

また、8月9日には、文部科学省が放射線量や放射性物質に関する情報を集約したインターネットポータルサイト「放射線モニタリング情報」を開設したことが報じられている（丙C 351の8枚目、9枚目）。

その後、10月19日には、文部科学省が、各地の放射線量や土壤中のセシウム濃度の分布地図を拡大して見られる詳細版をウェブサイトで公開したこと（放射線量等分布マップ拡大サイト）、道路や住宅地、公共施設の位置が分かる2万5千分の1の地図上に放射線量やセシウムの分布が重ねて表示されること、地名や施設名を検索してその場所の線量地図を表示することもできることが報じられている（丙C 351の21枚目）。

（2）本件原発の状況と避難指示等の解除及び見直しに関するもの

ア 事実関係

（ア）ステップ1の終了と緊急時避難準備区域の解除

政府と1審被告東京電力は、平成23年7月19日、事故の収束に向けた道筋の進捗状況を公表し（丙C352、丙C328），原子炉の安定的な冷却等ができていること、本件原発の敷地境界における被ばく線量評価は最大でも年間1.7ミリシーベルトとなっており、「放射線量が着実に減少傾向となっている」とのステップ1の目標を概ね達成したことを確認した。

その後、原子力災害対策本部は、平成23年8月9日、「避難区域等の見直しに関する考え方」を公表し、当時の避難指示等のうち、緊急時避難準備区域及び警戒区域の指定については「原子力発電所の状況が安定していないことを理由として、発電所から一定の距離を確保するために避難や避難準備を求めているもの」と位置付け、また、計画的避難区域については「事故発生後1年間に住民が受ける積算線量が20ミリシーベルトを超えると推計されることを理由として、放射線による影響を低減するために避難を求めているもの」と位置づけた上で、今後の見直しについては、①原子炉施設の安全性を評価し、発電所からどの程度の距離を確保することが必要かを判断し、②区域内の放射線量を詳細にモニタリングし住民の安全が確保されているか否かを確認した上で、③公的サービス・インフラ等を含め、住民の生活環境の復旧の目途がたった時点で見直しを実行するものとした。

その上で、緊急時避難準備区域については、ステップ1の終了により原子力発電所の状況が著しく改善したことを踏まえて検討したところ、原子炉施設の安全性の観点からは解除の妥当性が確認されたこと、前述した、放射線量等分布マップなど通常のモニタリングに加えて、「『ふるさとの帰還』に向けた緊急時避難準備区域に関する放射線モニタリングアクションプラン」に沿って学校や公共施設のほか、市町村の個別の要望に対応したモニタリングを実施したところ、空間線量率などの観点からも、緊急

時避難準備区域において基本的に安全性が確認されたことから、今後、各市町村による復旧計画の策定とその検討を経て、一括して区域指定を解除するという考えが示された（丙C 353）。その後、かかる考え方及び各市町村（南相馬市、田村市、川内村、広野町、楓葉町）が提出した「復旧計画」を踏まえ、原子力災害対策本部は、平成23年9月30日に「緊急時避難準備区域の解除について」を公表するとともに（丙C 9, 丙C 69），同日、緊急時避難準備区域の指定を解除した。

このように、緊急時避難準備区域については、既に平成23年8月9日の時点において、本件原発の状況改善や詳細なモニタリング結果を踏まえた空間線量率等の状況に照らして指定を解除することが妥当と判断されたものであり、その後、住民の生活環境の復旧の目途を確認し、同年9月30日に同指定は解除されている。

（イ）ステップ2の完了及び警戒区域及び避難指示区域の見直し

原子力災害対策本部及び1審被告東京電力は、平成23年12月16日、圧力容器底部及び格納容器内の温度は概ね100℃以下になっており、注水を継続することにより格納容器内の蒸気の発生が抑えられ、格納容器からの放射性物質の放出が抑制されている状態であり、格納容器からの放射性物質の放出による敷地境界における被ばく線量は0.1ミリシーベルト／年であって、1ミリシーベルト／年の目標を下回っていること、循環注水冷却システムの中期的安全が確保されていることが確認できたことを踏まえ、原子炉は「冷温停止状態」に達し、不測の事態が生じた場合も敷地境界における被ばく線量が十分低い状態を維持することができるようになり、安定状態を達成し、事故そのものは収束に至ったと判断できるとして、「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている」というステップ2の目標達成と完了を確認した（丙C 12）。

そして、政府は、平成23年12月26日には「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（丙C13）をとりまとめ、線量の低い地域は除染を進めて避難指示解除を準備することなども含めて警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的な考え方を提示し、平成24年3月30日までを目途として避難指示区域の見直しを行うことを決定した（その後、警戒区域及び計画的避難区域について、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域への見直しが行われた。）。

イ 新聞報道の状況

7月20日には、首相が「ステップ1」について「かなりの部分で進捗し、一部では予定を超えた進捗が見られた」と述べたこと、政府・東電統合対策室が今後3～6か月の「ステップ2」で原子炉を冷温停止状態にして住民避難の解除を始めることなどを内容とする新工程表を公表したこと、原発事故担当相が緊急時避難準備区域の解除を先行して検討すると説明したことが報じられている（丙C351の3枚目）。

8月10日には、内閣府と文部科学省が、緊急時避難準備区域の放射線分布マップを公表したこと、学校や病院など主要施設の線量調査結果も発表したことのほか、その主要箇所におけるモニタリング結果が報じられている（丙C351の12～17枚目）。また、政府が、関係5市町村により「復旧計画」が策定されることを条件として緊急時避難準備区域を解除する方針（避難区域等の見直しに関する考え方）を正式に決定したこと、9月上旬にも緊急時避難準備区域の一括解除が行われる見通しとなったことのほか、今後、ステップ2の完了に当たっては警戒区域の縮小の可否や計画的避難区域の範囲見直しを検討することとされたことが報じられている（丙C351の10枚目）。

9月26日には、政府が29日又は30日に緊急時避難準備区域を解除する方針を固めたことが報じられており（丙C351の19枚目），9月30日には、同日、緊急時避難準備区域が解除されることが報じられている（丙C351の20枚目）。

その後、12月16日から17日には、政府がステップ2の完了を確認したこと、今後、警戒区域の見直しにも着手することが報じられている（丙C351の25～27枚目）。さらに、12月26日から27日には、政府が、避難区域の見直しに向けた考え方を公表し、翌年3月末をめどに「帰還困難」（年間50ミリシーベルトを超える区域）、「居住制限」（年間20ミリシーベルトを超える区域）、「避難指示解除準備」（年間20ミリシーベルト以下の区域）の3区域が指定されること、これに伴い、現在の警戒区域と計画的避難区域が廃止されることが報じられている（丙C351の30枚目、31枚目）。

（3）除染特措法の成立と基本的な除染方針の策定に関するもの

ア 事実関係

平成23年8月26日に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）が成立し、同月30日に公布された。原子力災害対策本部は、特措法施行までの除染方針に関して、平成23年8月26日に「除染に関する緊急実施基本方針」を決定した（丙C354）。

同基本方針においては、避難指示の対象地域では国が除染を実施すること、現存被ばく状況（年間20ミリシーベルト以下の地域）にある地域においては長期的な目標として追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下とすること、国が市町村の除染計画の作成・実施に対して技術的・財政的な支援を行

うことが示された。自治体によっては、平成23年秋には同基本方針に基づく除染実施計画（第一版）を策定・発表しており、例えば、福島市の「ふるさと除染実施計画」（平成23年9月27日），川内村の「川内村除染実施計画（第一版）」（平成23年9月28日），伊達市の「伊達市除染実施計画（第一版）」（平成23年10月），南相馬市の「南相馬市除染計画（第一版）」（平成23年11月10日）が挙げられる。

その後、平成23年11月11日には、正式に特措法に基づく基本方針が閣議決定され、そこでは「除染に関する緊急実施基本方針」の考えが引き継がれ、追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満である地域については長期的な目標として追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下とすることなどが定められた。平成23年11月22日には、内閣府が「除染技術カタログ」を発表したほか、同年12月14日には、環境省が特措法に基づく除染方法等を体系的にとりまとめた「除染関係ガイドライン」を、同月27日には、「廃棄物関係ガイドライン」（事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン）を策定・公表するなど、除染等を行うためのガイドラインも順次整備された。

さらに、環境省は、平成23年12月19日、「放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染廃棄物対策地域、除染特別地域及び汚染状況重点調査地域の指定について（お知らせ）」において、今後、汚染廃棄物対策地域及び除染特別地域を指定するほか、8県102市町村を対象として汚染状況重点調査地域の指定を行う旨を公表し、同月28日には正式に告示として公布された（丙C355）。この公表に当たっては、①特措法に基づく基本方針の内容（長期的な目標を追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下としていること等）、②「放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト」の考え方（年間追加被ばく線量1ミリシーベルト=毎時0.23マイクロシーベルトという考え方）、③汚染状況重点調査地域が「その地域の平均的な放射線

量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の地域を含む市町村を、地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域として、市町村単位で指定するもの」であること、④今後、汚染状況重点調査地域として指定を受けた市町村の全域が除染実施計画を定める区域になるわけではなく、各市町村が除染実施計画を定める区域を具体的に判断していくことも説明されている。

イ 新聞報道の状況

8月26日には、政府が除染に関する基本方針（除染に関する緊急実施基本方針）を決定したこと、2年後に居住地域の放射線量を半減させることや子供の1日あたりの被ばく量を現在より6割程度低減することなどが目標とされていること、積算線量が年間20ミリシーベルト以上となっている地域については段階的かつ迅速に縮小することを目指すとされたこと、20ミリシーベルト以下の中長期目標として年間1ミリシーベルト以下を目指すとされたことが報じられている（丙C351の18枚目）。

また、11月11日には、政府が、翌年1月1日に全面施行される特措法に基づいて基本方針（特措法に基づく基本方針）を閣議決定したこと、学校や公園など子供が生活する場所の除染を優先し、被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域については長期的に年間1ミリシーベルト以下とすることを目標に掲げていること、2013年8月末までに一般人の被ばく量を半減させ、子供の被ばく量を60パーセント減少させることを目指すとされたことが報じられている（丙C351の22枚目）。

その後、12月12日には、環境省が、年間1～20ミリシーベルトの地域での除染方法をまとめたガイドライン（除染関係ガイドライン）案を同省の有識者検討会に提示したことやその主な内容が報じられている（丙C351の23枚目）。

また、12月20日には、環境省が8県102市町村を「汚染状況重点調査地域」に指定する旨を発表し、28日に告示されること、これは放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト(年間追加被ばく線量1ミリシーベルト)以上となっている地域を指定するものであること、毎時0.23マイクロシーベルトとは自然放射線量0.04マイクロシーベルトに追加被ばく0.19マイクロシーベルトを加えたものであること、そのような場所で1日のうちに屋外に8時間、屋内に16時間滞在する生活をすると年間被ばく量が1ミリシーベルトになることのほか、具体的な指定地域の内訳が報じられている（丙C351の28枚目、29枚目）。

（4）低線量被ばくに関する科学的知見の整理に関するもの

ア 事実関係

平成23年11月に、政府の要請により、内閣官房の放射性物質汚染対策顧問会議の下に「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」が設置され、低線量被ばくと健康影響に関する国内外の科学的知見の整理等が行われ、同年12月22日、その結果を取りまとめた報告書（WG報告書、丙B5）が公表された。

WG報告書の内容については、上記2で述べたとおりの本件事故発生直後より新聞報道等において情報提供がなされていた内容と変わるものではないが、その結論としては、国際的な合意に基づく科学的知見によれば、放射線による発がんリスクの増加は、100ミリシーベルト以下の中線量被ばくでは、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さく、放射線による発がんのリスクの明らかな増加を証明することは難しく、現在の避難指示の基準である年間20ミリシーベルトの被ばくによる健康リスクは、他の発がん要因によるリスクと比べても十分に低い水準であることが明らかにされている。

なお、WG報告書については、パンフレットも作成・配布されている（丙B6）。

イ 新聞報道の状況

12月16日には、長期間の低線量被ばくの健康影響を検討する政府の作業部会（低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ）が、2年後までの中間目標値を年間10ミリシーベルトとし、達成後は年間5ミリシーベルトへと段階的に下げる案を例示した報告書（WG報告書）をまとめたこと、WG報告書では、20ミリシーベルトの被ばくでがんなどの健康被害が起きるリスクは喫煙など他の要因と比べても十分に低く、今後一層の低減を目指すためのスタートラインとしては適切であると評価されていること、上記の中間目標値はICRPの提言を参考にしたものであり、それは安全と危険の境界値ではなく、被ばくの限度を示す数値でもないとされていることが報じられている（丙C351の24枚目）。

（5）空間放射線量の低減の継続

丙C356号証のとおり、福島市においては、「農業総合センター果樹研究所」において4月1日に1.39マイクロシーベルト／時、5月1日に0.89マイクロシーベルト／時、9月1日に0.63マイクロシーベルト／時、12月1日に0.52マイクロシーベルト／時となっており、「ふくしま自治研修センター」では4月1日に0.66マイクロシーベルト／時、5月1日に0.49マイクロシーベルト／時、9月1日に0.35マイクロシーベルト、12月1日に0.33マイクロシーベルト／時となっており、測定地点によって多少の前後はありながらも、5月以降においてはそれ以前に比して低減傾向が認められる。

郡山市においては、例えば「郡山市逢瀬行政センター」では、4月1日に1.

20マイクロシーベルト／時、5月1日に0.60マイクロシーベルト／時、9月1日に0.52マイクロシーベルト／時、12月1日には0.50マイクロシーベルト／時となっており、「郡山市立田母神小学校」では4月1日に0.40マイクロシーベルト／時、5月1日に0.10マイクロシーベルト／時、9月1日に0.23マイクロシーベルト／時、12月1日には0.21マイクロシーベルト／時となっており、多少の前後はありながらも、5月以降においてはそれ以前に比して低減傾向が認められる。

いわき市においては、例えば「JR久ノ浜駅」において、4月1日に1.05マイクロシーベルト／時、5月1日に0.49マイクロシーベルト／時、9月1日に0.36マイクロシーベルト／時、12月1日には0.30マイクロシーベルト／時となっており、「いわき市勿来支所」では4月1日に0.41マイクロシーベルト／時、5月1日に0.15マイクロシーベルト／時、9月1日に0.10マイクロシーベルト／時、12月1日に0.09マイクロシーベルト／時となっており、他の測定地点でも同様に低減している。

(6) 小括

このような4月22日頃以降の状況は、4月22日頃までに社会的に認識されるに至っている本件原発の状況や自主的避難等対象区域内の空間放射線量の低減の傾向を悪化させる状況を示すものではなく、むしろ、本件事故発生当初の時期を脱した中で、放射線量に関する住民へのより精緻な情報提供への取組（上記（1））、4月17日に公表された本件事故収束への道筋の着実な履行（上記（2））、年間20ミリシーベルトという緊急時の基準ではなく、年間1ミリシーベルトという平常時の基準を目指した、放射線量低減に向けての除染の取組の法制化（上記（3））、リスクコミュニケーションに資する科学的知見の整理・公表（上記（4））、4月22日以降の空間放射線量の引き続いでの低減（上記（5））などの動向や状況を示すものである。

特に本件原発の状況については、確かに、4月17日に公表された本件事故収束への道筋に基づき、概ね4月22日頃以降も、事故収束に向けた作業は本件原発敷地内で継続されていたものであるが、本件原発から少なくとも30キロメートル以上離れた自主的避難等対象区域内の住民の生活圏においては、前述のとおり空間放射線量は低減しており、上記2でみたとおりの4月22日頃までに新聞報道がなされている情報提供の状況等からすれば、同日頃以降において本件原発が具体的な危険を新たに生じさせていると評価すべき実情にはないというべきである。

したがって、このような概ね4月22日頃以降の状況を踏まえれば、自主的避難等対象者において本件事故後の放射線の影響による不安や本件事故の進展状況に対する恐怖や不安を引き続き感じるとしても、それまでに新聞報道等により提供されている客観的な情報等に照らせば、概ね4月22日頃以降において、本件事故後の本件原発の状況や自主的避難等対象区域内での社会活動等は引き続き落ち着きを見せており、自主的避難等対象者において本件事故の進展や放射線被ばくへの不安、恐怖が相当程度に大きいと評価すべき状況からは脱しているものと評価することができる。

4 新聞報道以外での情報提供の状況について

以上のような新聞報道の外にも、本件事故発生直後より、政府や専門機関等において、以下のとおりの情報提供が行なわれている。

(1) 政府からの情報

政府からも本件事故直後より、被災者に向けて様々な情報が発信されている。経済産業省は、平成23年3月23日、原子力安全委員会による「避難・屋内退避区域外にお住まいの皆様へのQ&A」（丙B18）を公表し、冷静な対応を呼びかけている。

また、政府原子力災害現地対策本部は、平成23年3月29日以降、被災地域向けニュースレターを発行するとともに、24時間対応の相談窓口を設け、広報活動・相談窓口機能の拡充を図っている（丙B19の1～8）。

さらに、厚生労働省は、平成23年4月1日、「妊娠中の方、小さなお子さんをもつお母さんの放射線へのご心配にお答えします。～水と空気と食べものの安心のために～」というパンフレットを作成するとともにウェブサイトに掲載し、「避難指示や屋内退避指示が出ているエリア外で放射線がおなかの中の赤ちゃんに影響をおよぼすことは、まず、考えられません。また、国や自治体から指示がない限りは、妊娠中だからという理由で特別な対処が必要、ということはありません。」と記載している（丙B20）。

（2）福島県からの情報

福島県知事も、平成23年3月22日及び同年4月1日に、県民に対して落ち着いて行動していただきたいとのメッセージをウェブサイト上に掲載している（丙B21の1、2）。

（3）医療関係者からの情報

公益社団法人日本医学放射線学会は、平成23年3月18日には「放射線被ばくなどに関するQ&A」をウェブサイト上に掲載し、放射線被ばくに関する科学的知見を提供するとともに、適切かつ冷静な判断を促している（丙B22）。

また、日本産科婦人科学会は、平成23年3月24日、「水道水について心配しておられる妊娠・授乳中女性へのご案内」（丙B23）を公表し、科学的根拠を明らかにしながら、妊娠中・授乳中女性が軽度汚染水道水を連日飲んでも、母体ならびに胎児に健康被害は起こらず、授乳を持続しても乳幼児に健康被害は起こらないと推定される旨を明らかにしている。

5 避難指示等の対象区域外の空間放射線量の状況と本件原発からの距離

本件事故後における福島県内の空間放射線量の推移及びその本件原発との距離は次表のとおりであり（丙C 7 1 の 1～丙C 7 1 の 5, 丙C 2 0 2, 丙C 3 5 7, 福島県がウェブサイトで公表している環境放射能測定結果（暫定値）の抜粋である。），政府による避難指示の基準となる年間 20 ミリシーベルト（毎時 3.8 マイクロシーベルト）を大きく下回っている上、自主的避難等対象区域は、避難指示等対象区域となった区域に比して本件原発からの距離が遠く、また、空間放射線量も相対的に低く、会津地域については、本件事故による精神的損害の賠償の対象区域とされている浜通り地域及び中通り地域との比較でも、本件原発からの距離が遠く、空間放射線量も低いものとなっている。

平成 28 年 1 2 月 1 日時点における福島県内の市の放射線量と世界の主要都市との放射線量との比較では、福島市が 0.17, 郡山市が 0.10, いわき市が 0.07 各毎時マイクロシーベルトであるのに対し、シンガポールが 0.17, ミュンヘンが 0.12, 北京及びパリが 0.10 各毎時マイクロシーベルトであり、ほぼ同じ水準にある（丙C 2 6 4 の 5 頁）。

本件事故発生後約 1 年間における自主的避難等対象区域等の空間放射線量データについては、第 24 回審査会（平成 24 年 2 月 23 日開催）の参考資料として配布されているが（丙C 9 1），これらのデータをみても、上記の傾向が明確くなっている。さらに、空間放射線量の時系列に従った分布推移については、第 18 回審査会（平成 23 年 1 2 月 6 日開催）の参考資料として配布された自主的避難関連データ（丙C 9 2）の 19～21 頁においても、時間の経過につれて減少している経過が示されている。

単位： $\mu\text{Gy/h} \equiv \mu\text{Sv/h}$ （マイクロレイ/時間 ≈ マイクロシーベルト/時間）

地点（本件原発からの距離）	平成23年 4月1日	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	平成27年 4月1日	平成28年 4月1日	平成29年 4月1日
■県北							
国見町・国見町役場（65km）	1.19	0.23	0.21	0.14	0.11	0.05	0.05
桑折町・福島北警察署桑折分庁舎 【平成24年4月1日以降は、桑折町役】	1.56	0.20	0.15	0.11	0.09	0.06	0.06

地点 (本件原発からの距離)	平成23年 4月1日	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	平成27年 4月1日	平成28年 4月1日	平成29年 4月1日
【場】(66km)							
伊達市・伊達市役所 (60km)【平成24年4月1日以降は、伊達市役所保原本庁舎】	2.00	0.50	0.33	0.21	0.20	0.15	0.14
福島市・農業総合センター果樹研究所【平成24年4月1日以降、大門の湯駐車場】(68km)	1.43	0.31	0.24	0.23	0.21	0.11	0.08
福島市・福島市役所(62km)【平成24年4月1日以降、東部学校給食センター(60km)】	2.31	0.61	0.48	0.22	0.19	0.14	0.12
福島市・福島西IC (64km)	1.77	0.51	0.43	0.31	0.27	0.22	0.18
福島市・ふくしま自治研修センター(66km)	0.62	0.22	0.17	0.13	0.13	0.10	0.08
川俣町・川俣町役場 (46km)	1.50	0.25	0.21	0.18	0.15	0.11	0.04
二本松市・二本松市役所 (55km)	2.82	0.64	0.40	0.29	0.26	0.20	0.17
二本松市・二本松市役所東和支所(44km)	1.37	0.44	0.37	0.26	0.17	0.14	0.13
大玉村・大玉村役場 (59km)	1.33	0.28	0.20	0.15	0.15	0.11	0.08
本宮市・本宮市役所 (56km)	1.88	0.32	0.20	0.13	0.11	0.08	0.07
■県中							
三春町・三春町役場 (47km)	0.49	0.26	0.18	0.15	0.14	0.11	0.10
郡山市・郡山市役所 (59km)	1.93	0.57	0.38	0.24	0.20	0.16	0.15
郡山市・福島県農業総合センター(56km)	1.88	1.32	0.94	0.21	0.19	0.16	0.14
郡山市・ビッグパレットふくしま【平成24年4月1日以降は、安積行政センター】(58km)	1.25	0.33	0.25	0.19	0.12	0.10	0.09
郡山市・郡山市立田母神小学校【平成24年4月1日以降は、田村地域交流センター】(45km)	1.2	0.18	0.20	0.20	0.16	0.13	0.10
郡山市・逢瀬行政センター (66km)	1.0	0.49	0.38	0.23	0.20	0.11	0.10
須賀川市・須賀川市役所 (59km)	0.41	0.15	0.12	0.11	0.12	0.10	0.09
小野町・小野町役場 (38km)	0.17	0.09	0.08	0.07	0.08	0.06	0.06
石川町・石川町役場 (59km)	0.21	0.08	0.06	0.05	0.06	0.05	0.06
古殿町・古殿町役場 (55km)	0.23	0.13	0.10	0.08	0.08	0.07	0.06
鏡石町・鏡石町役場 (63km)	0.48	0.16	0.13	0.11	0.10	0.08	0.07
天栄村・天栄村役場 (71km)	1.53	0.29	0.22	0.16	0.14	0.10	0.09
玉川村・玉川村役場 (59km)	0.26	0.08	0.07	0.06	0.08	0.06	0.06
浅川町・浅川町役場 (66km)	0.25	0.08	0.06	0.05	0.05	0.04	0.04
平田村・平田村役場 (46km)	0.20	0.10	0.09	0.08	0.09	0.07	0.07
■県南							
鮫川村・鮫川村役場 (62km)	0.27	0.09	0.08	0.06	0.06	0.05	0.05
西郷村・西郷村役場【平成25年4月1日以降は、西郷村文化センター】(83km)	1.02	0.38	0.28	0.22	0.20	0.10	0.10
泉崎村・泉崎村役場【平成29年4月1日該当なし】(72km)	0.79	0.19	0.15	0.09	0.10	0.08	—
中島村・中島村役場 (67km)	0.31	0.09	0.08	0.08	0.08	0.06	0.06
矢吹町・矢吹町役場 (65km)	0.56	0.14	0.12	0.11	0.10	0.08	0.07
棚倉町・棚倉町役場 (71km)	0.47	0.19	0.15	0.12	0.11	0.10	0.09
矢祭町・矢祭町役場 (81km)	0.14	0.06	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04

地点 (本件原発からの距離)	平成23年 4月1日	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	平成27年 4月1日	平成28年 4月1日	平成29年 4月1日
塙町・塙町役場 (75km)	0.34	0.10	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06
■会津							
喜多方市・喜多方市役所【平成24年4月1日以降, 該当なし】(105km)	0.20	—	—	—	—	—	—
北塙原村・北塙原村役場 (99km)	0.29	0.11	0.09	0.07	0.09	0.06	0.06
西会津町・野沢小学校【平成24年4月1日以降, 西会津町役場】(123km)	0.10	0.06	0.05	0.05	0.06	0.05	0.06
磐梯町・磐梯町役場 (93km)	0.23	0.10	0.08	0.07	0.09	0.06	0.06
猪苗代町・猪苗代町役場 (82km)	0.22	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06	0.05
会津坂下町・会津坂下町役場【平成27年4月1日以降, 会津坂下町中央公民館】(108km)	0.28	0.13	0.10	0.08	0.08	0.06	0.05
湯川村・湯川村公民館【平成25年4月1日以降, 湯川村役場】(102km)	0.40	0.13	0.11	0.09	0.10	0.06	0.06
柳津町・柳津町役場【平成24年4月1日以降, 柳津町役場前水道管理施設】(116km)	0.22	0.07	0.04	0.06	0.05	0.05	0.04
三島町・三島町役場 (122km)	0.15	0.08	0.08	0.07	0.07	0.06	0.06
金山町・金山町役場 (132km)	0.14	0.07	0.06	0.06	0.07	0.05	0.05
昭和村・昭和村役場 (125km)	0.17	0.06	0.06	0.06	0.07	0.05	0.05
会津美里町・会津美里町役場高田支所【平成24年4月1日以降, 会津美里町役場高田庁舎】(104km)	0.21	0.07	0.06	0.05	0.06	0.05	0.04
■南会津・相双・いわき市							
下郷町・下郷町役場 (103km)	0.09	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04
檜枝岐村・檜枝岐村役場 (151km)	0.09	0.05	0.05	0.04	0.04	0.05	0.03
只見町・只見町役場【平成24年4月1日以降, 只見町町下広場野球場】(151km)	0.09	0.04	0.03	0.03	0.03	0.05	0.03
相馬市・相馬市役所【平成24年4月1日以降, スポーツアリーナそうま】(43km)	0.57	0.31	0.26	0.21	0.11	0.09	0.09
新地町・新地町役場 (52km)	0.44	0.19	0.15	0.11	0.12	0.08	0.07
いわき市・いわき市三和支所 (43km)	0.38	0.11	0.09	0.07	0.09	0.07	0.06
いわき市・いわき市小川支所 (35km)	0.45	0.09	0.07	0.06	0.06	0.06	0.05
いわき市・いわき市勿来支所 (61km)	0.38	0.07	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04
いわき市・いわき市田人支所 (59km)	1.31	0.21	0.11	0.08	0.07	0.06	0.05
いわき市・いわき市小名浜支所 (53km)	0.31	0.06	0.05	0.04	0.04	0.03	0.03
いわき市・小名浜藤原埠頭【平成24年4月1日以降, アクアマリンふくしま】(54km)	0.61	0.09	0.08	0.07	0.04	0.04	0.03
いわき市・いわき市四倉支所 (35km)	0.74	0.10	0.07	0.06	0.05	0.05	0.05
いわき市・JR久ノ浜駅【①平成24年4月1日以降, 久之浜・大久支所 ②】	1.05	0.12	0.09	0.08	0.07	0.06	—

地点 (本件原発からの距離)	平成23年 4月1日	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	平成27年 4月1日	平成28年 4月1日	平成29年 4月1日
平成26年4月1日以降、久之浜地区防災拠点施設(設備予定地)、平成29年4月1日該当なし】(31km)							

※ 1日のうちの2回目(又は17時)の数値を採用(ただし、■会津、及び■南会津・相双・いわき市の「いわき市四倉支所」及び「JR久ノ浜駅」については平成23年4月1日のみ1回目の数値、また、■会津の「北塩原村・北塩原村役場」については平成29年4月1日のみ17時の数値)

6 避難指示等対象区域外における空間放射線量と健康影響に関する科学的知見

以下では、このような空間放射線量であることを踏まえつつ、放射線の健康影響に関する基礎的事項と科学的知見についてその要旨を整理して述べる。

(1) 我々は社会生活上自然放射線等による低線量の放射線被ばくを受けているものであること

放射線は自然放射線と人工放射線に大別することができるところ、自然放射線とは、宇宙から地球に降り注いでいる宇宙放射線や土壤中、大気中、海水中に存在する放射性物質に由来する放射線のことをいう。大地に由来する放射線は、地球の地殻中に存在するウラン、トリウム、カリウム40などから放出され、花崗岩(御影石)には相対的に多くの放射性物質が含まれている。人体は、食物摂取を通じてカリウム40、ポロニウム210などを摂取している。また、呼吸を通じて空気中の放射性物質であるラドンを体内に取り込んでいる(丙B1の6~9頁、丙B3の34~36頁、丙B2の13~24頁、丙B4)。

体重60キログラムの平均的な日本人の場合、体内の放射性物質の量は、カリウム40が4000ベクレル、炭素14が2500ベクレル、ルビジウム87が500ベクレル、鉛210・ポロニウム210が20ベクレル、とされている(丙B3の42頁)。

また、世界平均で年間1人当たり約2.4ミリシーベルト(2400マイクロシーベルト)、日本平均で年間1人当たり約1.5ミリシーベルト(150

0マイクロシーベルト)の自然放射線を受けているとされている。上記の世界平均(年間)の内訳は、宇宙から0.39ミリシーベルト(390マイクロシーベルト)、大地から0.48ミリシーベルト(480マイクロシーベルト)、食べ物から0.29ミリシーベルト(290マイクロシーベルト)、空気中(主にラドンの吸入)から1.26ミリシーベルト(1260マイクロシーベルト)と見積もられている。

また、高度が上がることにより、宇宙放射線の影響を受けやすくなり、例えば、成田・ニューヨーク間を飛行機で1回往復すると、約0.2ミリシーベルト(約200マイクロシーベルト)の放射線を宇宙から受けとされている。

(以上、丙B1の34頁)

他方、人工放射線とは、人工的に作られた放射線のことをいい、1895年にレントゲン博士によりエックス線が発見されて以来、医療や工業、農業などで様々な用途のために人工放射線が用いられている。これらの人工放射線の利用に当たっては、例えば、胸部X線コンピューター断層撮影検査(胸部CTスキャン)では1回当たり約7ミリシーベルト(7000マイクロシーベルト)、胃のX線検診では1回当たり0.6ミリシーベルト(600マイクロシーベルト)、胸部X線検診では1回当たり0.05ミリシーベルト(50マイクロシーベルト)の放射線量を一般に受けとされている(丙B1の36頁)。

このように、我が国では、自然放射線のほかに放射線を利用した医療診断によって、国民1人当たり平均で年間2.25ミリシーベルトの放射線量を受けているとされている(丙B2の24頁)。

このような情報については、新聞報道においても繰り返し報じられている(丙C339の4枚目(3月15日)、丙C339の6~8枚目(3月17日)、丙C339の15枚目(3月20日)、丙C339の18枚目(3月23日)、丙C339の27枚目(3月28日)、丙C339の35枚目(4月3日)、丙C339の39枚目(4月5日)など)。

(2) 放射線被ばくと健康影響に関する科学的知見

本件事故による低線量被ばく（「低線量」の定義については最近では200ミリシーベルト以下とされることが多いとされている。丙B第5号証の4頁の注1参照）と健康影響に関する科学的知見については、「国際的に合意されている科学的知見」として、以下のとおり整理されている（丙B5参照）。

① 現在の科学でわかっている健康影響として、広島・長崎の原爆被爆者の疫学調査の結果からは、被ばく線量が100ミリシーベルトを超えるあたりから、被ばく線量に依存して発がんのリスクが増加することが示されている。そして、国際的な合意では、放射線による発がんのリスクは、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされている（丙B5の4頁）。疫学調査以外の科学的手法でも、同様に発がんリスクの解明が試みられているが、現時点では、人のリスクを明らかにするには至っていない（丙B5の4頁）。

② この100ミリシーベルトは短時間に被ばくした場合の評価であり、低線量率の環境で長期間にわたり継続的に被ばくし、積算量として合計100ミリシーベルトを被ばくした場合は、短時間で被ばくした場合よりも健康影響は小さいと推定されている。この効果は動物実験においても確認されている。本件事故によって環境中に放出された放射性物質による被ばくの健康影響は、長期的な低線量率の被ばくであるため、瞬間的な被ばくと比較し、同じ線量であっても発がんリスクはより小さいと考えられる（同4～5頁）。

③ 子供・胎児への影響については、一般に、発がんの相対リスクは若年ほど高くなる傾向があるが、低線量被ばくでは、年齢層の違いによる発がんリスクの差は明らかではない。また、放射線による遺伝的影響について、原爆被爆者の子供数万人を対象にした長期間の追跡調査によれば、現在までのところ

る遺伝的影響はまったく検出されていない。チェルノブイリ原発事故における甲状腺被ばくに比べても、本件事故による小児の甲状腺被ばくは限定的であり、被ばく線量は小さく、発がんリスクは非常に低いと考えられる（同7頁）。

④ 放射線防護や放射線管理の立場からは、低線量被ばくであっても、被ばく線量に対して直線的にリスクが増加するという考え方（直線しきい値なし（LNT）モデル）を採用する。

これは、科学的に証明された真実として受け入れられているのではなく、科学的な不確かさを補う観点から、公衆衛生上の安全サイドに立った判断として採用されているものである（同8頁）。

このように、放射線防護上では、100ミリシーベルト以下の低線量であっても被ばく線量に対して直線的に発がんリスクが増加するという考え方は重要であるが、このLNTモデルの考え方についてリスクを比較した場合、年間20ミリシーベルト被ばくとした場合の健康リスクは、喫煙、肥満、野菜不足などの他の発がん要因によるリスクと比べても低い（同9～10頁）。

このような情報については、新聞報道においても繰り返し報じられている（丙C339の7枚目（3月17日）、丙C339の9枚目（3月17日）、丙C339の10枚目、11枚目（3月18日）、丙C339の16枚目（3月22日）、丙C339の27枚目（3月28日）、丙C339の35枚目（4月3日）、丙C339の39枚目（4月5日）など）。

(3) 政府による避難指示が年間20ミリシーベルトの基準を採用していること

以上のとおり、国際的にも、100ミリシーベルトを下回る放射線被ばくによる健康リスクは検出することが困難なほど小さいものであると考えられているところ、政府は、ICRPの2007年勧告に基づく緊急時被ばく状況の参

考レベル（年間100～20ミリシーベルト）の最下限値を採用して、年間20ミリシーベルトをもって避難指示基準としている。

そして、福島県内の避難指示等対象区域外の空間放射線量は、平成23年4月1日時点をみてもこのような年間20ミリシーベルト（時間換算値で毎時3.8マイクロシーベルト）に達しない水準となっており、時間の経過とともにさらに低減している状況にあるから、客観的に健康被害を生じさせる放射線被ばくの水準には至っていない。そのような情報や本件原発から30キロメートル圏外においては避難を要するものでないこと等については、前記で示した新聞報道等においても繰り返し情報提供がなされていると認められるのである。

7 自主的避難の状況について

このような空間放射線量やこれを前提とする健康被害の危険に関する科学的知見の状況やその情報提供の状況を踏まえつつ、避難指示等対象区域外の住民がどの程度自主的避難行動を探っているのかという点についてみると、自主的避難等に係る損害に関する中間指針追補（丙A3）が策定された第18回審査会（平成23年12月6日開催）において参考資料として配布された自主的避難関連データ（丙C92）によれば、福島県内における自主的避難の状況は以下のとおりであると認められる。

- ① 本件事故発生直後の平成23年3月15日時点において、自主的避難者数は、4万0256人である。その後一度減少したものの、同年9月22日の時点で5万0327人となっている（丙C92の2頁）。
- ② 平成23年3月15日時点での各市町村の自主的避難者数及び人口に占める自主的避難者数の割合は以下のとおりである（ただし、自主的避難者数には、地震・津波による避難者数も含んでいる。）。
 - ・いわき市 1万5377人（人口比4.5パーセント）
 - ・郡山市 5068人（人口比1.5パーセント）

・相馬市	4457人（人口比11.8パーセント）
・福島市	3234人（人口比1.1パーセント）
・須賀川市	1138人（人口比1.4パーセント）
・国見町	986人（人口比9.8パーセント）
・二本松市	647人（人口比1.1パーセント）
・白河市	522人（人口比0.8パーセント）
・矢吹町	365人（人口比2.0パーセント）
・本宮市	133人（人口比0.4パーセント）

また、復興庁によれば、平成28年10月時点においては、福島県全体の避難者数は約8万6千人、また、同年7月時点の避難指示区域等からの避難者数が約5万7千人であるとしており（丙C262の18頁）、これによれば、現在の自主的避難者数及び地震・津波のみを理由とする避難者数は、合計で約2万9千人を下回ると考えられ、本件事故以前の人口との比較による避難者の人口比はさらに低下していると考えられる。

さらに、東日本大震災による18歳未満の避難者数が福島県によって公表されており（丙C94の1～丙C94の4、丙C263、丙C358）、これによれば、以下のとおり、18歳未満の避難者数は年々減少している。

(単位：人)

	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1
いわき市	3,641	2,803	2,107	1,690	1,358	884
福島市	3,174	3,034	2,398	2,059	1,561	1,379
郡山市	2,801	2,590	2,311	2,032	1,880	1,707
伊達市	428	401	312	246	230	156
総計 (避難指示区域等も含む。)	30,109	29,148	26,067	23,498	21,428	18,910

そして、本件事故発生前である平成23年3月1日時点での18歳未満人口（丙C95）と、上記の18歳未満の避難者数（平成29年4月1日、地震・津波による避難者を含む。丙C358）を比較すると、以下の表のとおりであり、東日

本大震災による避難に伴う18歳未満人口の減少率は、平均して約1.7パーセントにとどまっているという実情にある。

	市町村別子供（18歳未満）の人口（平成23年3月1日現在）（人）	子供（18歳未満）の避難者数（平成29年4月1日現在）（人）	避難者の子供の割合（%）	避難していない子供の割合（%）
福島市	48,443	1,379	2.8	97.2
二本松市	9,512	249	2.6	97.4
伊達市	10,460	156	1.5	98.5
本宮市	5,722	16	0.3	99.7
桑折町	1,913	7	0.4	99.6
国見町	1,476	18	1.2	98.8
川俣町	2,216	189	8.5	91.5
大玉村	1,498	4	0.3	99.7
郡山市	59,338	1,707	2.9	97.1
須賀川市	14,307	137	1.0	99.0
田村市	6,416	42	0.7	99.3
鏡石町	2,401	24	1.0	99.0
天栄村	948	20	2.1	97.9
石川町	2,658	0	0.0	100.0
玉川村	1,278	2	0.2	99.8
平田村	1,115	0	0.0	100.0
浅川町	1,191	2	0.2	99.8
古殿町	958	4	0.4	99.6
三春町	2,865	12	0.4	99.6
小野町	1,746	29	1.7	98.3
白河市	11,530	43	0.4	99.6
西郷村	3,715	54	1.5	98.5
泉崎村	1,181	11	0.9	99.1
中島村	974	0	0.0	100.0
矢吹町	3,038	37	1.2	98.8

	市町村別子供（18歳未満）の人口（平成23年3月1日現在）(人)	子供（18歳未満）の避難者数（平成29年4月1日現在）(人)	避難者の子供の割合(%)	避難していない子供の割合(%)
棚倉町	2,788	16	0.6	99.4
矢祭町	942	3	0.3	99.7
塙町	1,540	0	0.0	100.0
鮫川村	625	1	0.2	99.8
会津若松市	21,281	49	0.2	99.8
喜多方市	8,221	0	0.0	100.0
北塩原村	500	0	0.0	100.0
西会津町	908	0	0.0	100.0
磐梯町	573	0	0.0	100.0
猪苗代町	2,434	5	0.2	99.8
会津坂下町	2,852	0	0.0	100.0
湯川村	622	0	0.0	100.0
柳津町	547	0	0.0	100.0
三島町	170	0	0.0	100.0
金山町	203	0	0.0	100.0
昭和村	115	0	0.0	100.0
会津美里町	3,377	0	0.0	100.0
相馬市	6,303	21	0.3	99.7
いわき市	57,598	884	1.5	98.5
上記の合計	308,498	5,121	1.7	98.3
福島県全域（※）	339,151	18,910	5.6	94.4

（※）福島県全域からの避難者の合計には、避難等対象区域（双葉町、大熊町等）からの避難者の数を含む。

これによれば、避難指示等対象区域の周辺地域においては、18歳未満の住民も含めて、大部分の住民の方々が自主的避難をせずにそれまでの住居に滞在し続けている（中間指針追補の1頁参照）という実情にあったものと考えられる。

8 避難指示等対象区域外の社会的活動の状況等について

福島県内の避難指示等対象区域外における活動にも本件事故発生直後には混乱は見られたものの、その後落ち着きを見せており、福島市、郡山市、いわき市、二本松市、相馬市、須賀川市及び伊達市の状況について以下で述べる。

(1) 福島市

- ・福島市では本件地震によるインフラ被害が発生したが、電気については平成23年3月14日、水については同月22日、ガスについては同月30日に全面復旧している（丙C266の「13 交通機関・ライフライン等の被害及び復旧」）。
- ・福島市内では、平成23年4月6日から小・中学校の新学期が始まっている（丙C359）。
- ・平成23年8月6日には福島市の「福島わらじまつり」、同年8月6日ないし8日には「福島七夕まつり」がいずれも福島市の中心部において開催され、また、同年8月7日には「ふくしま花火大会」が開催されている（丙C267の4～5頁）。
- ・平成23年9月4日は四季の里において「消防救急フェア」が、同年9月10日には「おつきみ」が開催されている。また、同年9月11日には福島市中央卸売市場において「青果まつり」が開催され、多くの買い物客が訪れている（丙C268）。
- ・福島市の製造品出荷額は、平成22年は6382億円であったが、平成23年6019億円、平成24年6117億円、平成25年6177億円、平成26年6372億円と本件事故前と概ね同水準で推移している（丙C302「被災地域の経済・産業の現状と復興・復旧の取組」20～21頁、丙C303「平成26年工業統計調査結果報告書 4 製造品出荷額等」15頁以下）。

- ・福島市の自動車保有台数は、平成22年から平成28年にかけて次のとおり推移しており（単位は台、いずれも3月31日時点）（丙C305の1～5、丙C360、丙C361「福島県市町村勢一覧」），平成23年以降一貫して増加傾向にある。このことは、福島市における消費活動、経済活動が活発に行われていることを示している。

(単位：台)

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
20万6826	20万7140	20万9755	21万4841	21万9675	22万2897	22万5597

- ・福島市における新設住宅着工戸数は、平成21年から平成28年にかけて次のとおり推移しており（単位は戸、丙C306の1～5、丙C362、丙C363「建築着工統計」），平成23年には減少しているものの、1300戸以上の新築着工が行なわれており、平成24年以降増加し、平成28年には2553戸にまで増えている。

(単位：戸)

平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
1362	1637	1313	1488	1864	2216	2113	2553

(2) 郡山市

- ・郡山市においては本件地震によりライフラインに被害が生じたが、上下水道については平成23年4月1日、電力については同年3月12日、都市ガスについては同月26日までにいずれも復旧した（丙C269「東日本大震災 郡山市の記録」の29～32頁）。
- ・郡山市内では、3月24日から郡山市内の公立保育所と民間認可保育所が一部を除き開所し、3月28日にはすべて開所している。また、4月11日には市外からの転入児童・生徒442名を受け入れて、小・中学校の新学期が始ま

っている（丙C364）。

- ・平成23年6月28日及び同月29日において、郡山総合運動場開成山野球場において、プロ野球公式戦が行われ、2日間で2万8000人の観客が観戦に訪れている（丙C270の9頁）。また、同年8月4日ないし6日には郡山うねめまつり、同年8月9日及び10日には萩姫まつり、同年8月6日及び14日には花火大会が相次いで開催されている（丙C270の14～15頁、丙C271の9頁）。
- ・郡山市の製造品出荷額は、平成22年は8291億円であったが、平成23年7910億円、平成24年7760億円、平成25年8411億円、平成26年8545億円と推移している（丙C307「グラフ郡山データブック2016」15頁）。
- ・郡山市の求人状況は福島県平均を上回る求人倍率となっている。郡山市における有効求人倍率は、平成22年から平成26年にかけて次のとおり推移している（単位は倍、丙C307「郡山データブック2016」の25頁）。

（単位：倍）

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0.42	0.61	1.06	1.30	1.49

- ・郡山市の自動車保有台数は、平成22年から平成28年にかけて次のとおり推移しており（単位は台、いずれも3月31日時点）（丙C305の1～5、丙C360、丙C361「福島県市町村勢一覧」），平成23年以降一貫して増加傾向にある。このことは、郡山市における消費活動、経済活動が活発に行われていることを示している。

（単位：台）

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
24万8012	24万9550	25万2285	25万8078	26万3714	26万8023	27万1004

- ・郡山市における新設住宅着工戸数は、平成21年から平成26年にかけて次のとおり推移しており（単位は戸、丙C307「郡山データブック2016」の18頁），平成23年には減少したものの、1600戸以上の新築着工がなされており、また、平成24年以降増加している。

(単位：戸)

平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
2172	1940	1678	2301	2608	3111

(3) いわき市

- ・いわき市においては本件地震によりライフラインに被害が生じたが、電力については本件地震後1週間以内、水道については平成23年4月21日（津波や地滑りの被害で復旧が困難な地域を除く。）、都市ガス及び電話については平成23年4月中にいずれも回復した（丙C308「震災記録誌『東日本大震災から1年 いわき市の記録』」15～19頁）。
- ・いわき市では、本件事故から約1か月後の平成23年4月6日にいわき市内の小・中学校において入学式・始業式が（小学校4校及び中学校3校は市文化センターにおいて合同で実施。）、同月7日に市立幼稚園の入園式が通常どおり行われた（丙C272の3頁）。
- ・いわき市内の施設については、平成23年6月20日時点で、暮らしの伝承郷やフラワーセンター、道の駅よつくら港（交流館は仮営業中）等、いわき市内の屋外の施設が再開しており（丙C273の8～9頁），また、平成23年6月4日に、ポールラッシュ・ドリーム・プロジェクト「世界最大級のオルゴール&野外バレエの競演」という野外イベントが、南の森スポーツパークで開催された（丙C273の背表紙）。
- ・東日本大震災から3か月後の平成23年6月11日には、道の駅よつくら港において、「灯そうふくしまに光を」が、また、同年8月11日には、小名浜

港及びいわき平競輪場において、「L I G H T U P N I P P O N いわき復興・追悼花火」が開催されており、東日本大震災の復興に関する屋外イベントが開催されるようになっている（丙C273の背表紙、丙C274の表紙、背表紙）。

- ・平成23年8月には、いわき市内において、「平七夕まつり」や「じやんがら鎮魂祭」、「いわき回転櫓盆踊大会」、「いわきおどり小名浜大会」、「元気だっぺゆもと 復興ふえすていばる」、「じやんがら念佛踊り」等、多くの夏祭りが開催されており、児童を含む若者が多数参加している（丙C274の10、11頁）。
- ・平成24年2月3日には、平作町の応急仮設住宅で、「節分防災豆まき会」が開催され、幼稚園児たちがこれに参加しており、同月4日から同月6日までの間にいわき市中之作字川岸地区において、民家の軒先に、多くのつるし雛が飾られる「つるし雛飾り祭」が行われた（丙C275の表紙、裏表紙）。
- ・平成24年2月12日には、「第3回いわきサンシャインマラソン」が開催され、当日は6785名のランナーが、フルマラソンや、10キロメートル、5キロメートル、2キロメートル等の各種目に参加した（丙C275の2、3頁）。
- ・いわき市では、小名浜港背後地に新たな都市拠点となる「都市センターゾーン」の開発、整備計画を進めており、施設整備についてイオンモール株式会社が選定されている（丙C275の5頁）。
- ・いわき市の製造品出荷額は、平成22年は9703億円であったが、平成23年8258億円、平成24年8329億円、平成25年8839億円と推移している（丙C309）。
- ・いわき市の求人状況は福島県平均を上回る求人倍率となっている。福島県労働局によると、平成26年12月の県内の有効求人倍率は1.52倍（季節調整値）、平成28年7月も1.40倍と高く、この内いわき市が含まれる平公共職業安定所管内においても平成26年12月時点で1.83倍、平成28年

7月時点で1.56倍と県平均を上回る求人倍率となっている。職業別にみると、医療関係、商品販売、介護、調理、接客、製品製造、自動車運転、土木建設等の求人が多い（丙C97、丙C310、丙C311、丙C365）。

- ・平成26年5月には、同年春の新卒者採用数を前年より増やした企業が県内主要30社のうち17社と半数を超えることが、復興需要に伴う業況回復を背景に雇用が拡大基調にあるとみられるとのコメントとともに報じられており、日銀福島支店の「有効求人倍率は緩やかな上昇を続けており、極めて高い水準で推移している。職種によってばらつきはあるが、全体としては人員不足感の強い状態が続いている」との見解が掲載されている（丙C312）。
- ・いわき市の自動車保有台数は、平成22年から平成28年にかけて次のとおり推移しており（単位は台、いずれも3月31日時点、丙C305の1～5、丙C360、丙C361「福島県市町村勢一覧」），平成23年に微減するものの、その後以降一貫して増加傾向にある。このことは、いわき市における消費活動、経済活動が活発に行われていることを示している。

(単位：台)

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
25万9095	25万8732	26万0888	26万7157	27万1784	27万6754	28万0966

- ・いわき市における新設住宅着工戸数は、平成21年から平成28年にかけて次のとおり推移しており、平成23年にも1500戸以上の新築着工が行われており、平成24年以降は急増している（単位は戸、丙C306の1～5、丙C362、丙C363「建築着工統計」）。これは、旺盛な経済活動がなされていることを示すものである。

(単位：戸)

平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
1694	1712	1514	3191	4608	3933	3042	3104

(4) 二本松市

平成23年5月15日には、安達太良山開きが開催され、多くの登山者が登山を行っている（丙C276の表紙、10頁）。

また、平成23年8月には、市内各所で夏祭りが開催されている（丙C277の表紙、8頁）。

(5) 相馬市

平成23年8月5日から7日にかけて「市民七夕まつり」が開催され、歩行者天国となった通りが多くの家族連れで賑わったことが窺われる。また、平成23年8月12日には400年の歴史がある伝動行事の「大瓜市」が開催され、同年13日にはそうま慰靈花火大会が相馬光陽サッカー場で開催され、約1万人が来場している（以上、丙C143の2）。

(6) 須賀川市

平成23年7月14日には「きうり天王祭」が、同年8月15日には「市民よさこい・盆踊り大会」が、同年9月10日には「須賀川秋祭り・長沼まつり」がそれぞれ開催されている（丙C278、丙C279、丙C280の各表紙及び背表紙）。

また、平成23年8月20日にはJR須賀川駅前河川敷周辺会場において第33回市釈迦堂川全国花火大会が、平成23年9月24日にはグランシア須賀川において市民体育祭が開催されたことが窺われる（丙C278の8～9頁、丙C279の27頁）。

(7) 伊達市

平成23年8月28日に「伊達ももの里マラソン大会」が開催され、北は岩手、南は熊本から4081名のランナーが参加して盛大に開催されている。ま

た、同年8月には、東日本大震災復興支援コンサートや科学実験教室、サッカー教室などのイベントも開催されている（以上、丙C281の3頁、6頁）。

9 小括

以上からすれば、1審原告らの内心に影響を与え、その意思決定の基礎となつた可能性のある事情としては、以下の事実が認められるというべきである。

- ア 本件事故が我が国で未曾有の原子力事故であり、本件事故発生後も原子炉の状況が安定しない時期が続いたこと
- イ 本件事故発生当初の時期において、避難指示等対象区域外の居住者においても、今後の本件事故の進展について恐怖や不安を感じることもやむを得ない状況が存在し、また、政府による避難指示の対象とされていない中でも、本件事故以前よりも高い空間放射線量が計測され、それによる健康被害についても不安を感じ、懸念せざるを得ない状況も存在したと考えられること
- ウ 他方で、同時に、本件事故の直後である3月16日頃から、避難指示等対象区域外における空間放射線量によって直ちに健康影響が生ずるものではなく、今後の推移を見守る必要があるとの専門家の意見が繰り返し地元紙及び全国紙において報道され、専門的な知見に基づき冷静な対応をとることが促されており、避難指示等対象区域外の居住者が避難することが科学的に必要であるという論調は新聞報道において見当たらないこと
- エ 本件原発の状況についても連日報道され、原子炉の冷却に向けての取り組みや電源復旧の進展状況や汚染水の問題が生じている中で、4月17日には、事故の収束に向けての道筋が公表され、今後6～9か月程度で原子炉の冷温停止を目指すスケジュールが公表され、冷温停止のためになすべきことが明確化されるなど収束に向けての方向性が示されていること
- オ 3月下旬以降は本件原発敷地内での汚染水の問題なども報道されているが、

避難指示等対象区域外における空間放射線量の状況は3月16日以降日々報道がなされ、時間の経過とともに大きく低減していることが報じられており、汚染水の問題等の本件原発の敷地内の状況によって避難指示等対象区域外の居住者の生活環境中の放射線量が上昇するという状況にはないこと

カ 4月7日には、一部の地域を除き、福島県内の避難指示の対象外の地域において、農家に対する作付け延期要請が解除され、避難指示等対象区域外での農業再開が見込まれる状況になったこと

キ 4月19日には文部科学省・厚生労働省より、小・中学校等の校庭・園庭利用の基準として毎時3.8マイクロシーベルトの基準が示され、4月末にかけて学校での屋外活動の制限が概ね解除されたことが報道されていること

ク 4月22日には、避難指示区域と接する20～30キロメートル圏内において屋内退避区域の指定が解除され、計画的避難区域に指定された一部区域を除いて、緊急時避難準備区域として再編されるに至っていること

ケ 自主的避難等対象区域の空間放射線量は年間20ミリシーベルトを大きく下回る水準で推移しており、そのことは日々報道されており、かつ、時間の経過とともにさらに低減していること

コ 自主的避難等対象区域内では、平成23年3月下旬以降企業等の活動が再開され、4月以降学校の授業が開始されていること

そして、前述のとおり、これらのうちの本件原発の状況や避難指示等対象区域外の空間放射線量の状況、社会的活動の状況、避難指示等対象区域外の放射線被ばくと健康影響に関する科学的知見の状況等については、新聞報道等によって本件事故発生直後から繰り返し情報提供がなされており、政府及び自治体からも冷静な対応が繰り返し呼びかけられている。

その結果として、自主的避難等対象区域内の居住者はそのほとんどが自主的避難をしていないという事情も認められるが、この点は、前述のとおり新聞報道等

によって情報の提供がなされたことにより、広く冷静に事態が受け止められた実情を示すものということができる。

このように、本件事故後の状況に基づいて、自主的避難等対象区域内の居住者においては、恐怖や不安を感じざるを得ない状況が存在しつつも、他方で、本件原発に対する対処の状況や当該区域内の空間放射線量の状況や科学的な知見等に基づき、そのような不安を打ち消し、緩和するに足りる情報の提供もなされており、また、4月下旬にかけての時間の経過の中で、放射線量の低下や学校や企業の再開なども進み、生活も落ち着きを取り戻しつつある状況が窺われることから、このような諸事情を総合して、平均的・一般的な人を基準として、自主的避難等対象区域内の居住者において慰謝料を基礎付ける程度の相当程度の精神的苦痛が生じていたのか否か、また、その損害賠償の範囲（期間）や損害額（慰謝料額）をどう考えるかという点について検討する必要があると考えられる。

そこで、以下では、このような基礎事情も踏まえて、自主的避難等対象者の精神的損害に関する法的評価について検討する。

第3 被侵害利益について

1 被侵害利益について

前記第2記載の事情を踏まえれば、本件事故後の状況の下で、避難指示等の対象とされていないものの、避難等対象区域の周辺において、「本件事故による恐怖や不安を抱かざるを得ないという状況に一定期間置かれたことにより正常な日常生活が相当程度阻害されたこと」（平穀生活権の侵害）については法的に保護される権利利益の侵害に当たるということができるものと考えられる。

そして、前述のとおり、本件事故後の避難指示等対象区域外における本件事故由来の放射線による健康リスクは、客観的に健康に対する危険が生じていたとまでは評価できないものの、他方で、本件事故発生当初の時期においては、状況は

必ずしも明確でなく、自己の置かれている状況についての情報を正確に把握することが困難な時期があったことも確かであり、また、本件事故の今後の進展について恐怖や不安を覚えることもやむを得ない状況にあったことが認められる。

したがって、本件事故の今後の進展や健康影響がわからないことにより、平均的・一般的な人を基準として、感じることがやむを得ないと考えられる恐怖や不安に基づいて、自主的な避難を選択し、または、そのような不安の中で滞在を継続することによって、本件事故が発生しなければ生じなかつた日常生活の阻害が生じると考えられる範囲においては、これによる精神的損害は賠償の対象となると解することが可能であると考えられる。

他方で、自主的避難等対象者に該当する1審原告らの被侵害利益をこのように捉える場合、これに基づいて、損害賠償の範囲（相当因果関係）及び損害額を検討するに当たっては、以下の点について留意すべきである。

ア 避難指示が発せられていない中で、「放射線に対する恐怖・不安」によっていかなる損害が基礎付けられるか、が問題となるものであり、「放射線による客観的な危険」が現に生じていると評価されるものではないが（=避難指示の対象とはされていない。），そのような中でも生じる恐怖や不安について、いかなる範囲で法的に保護されるべき利益と解すべきかが問題となる。

イ 避難指示の対象ではなく、客観的な危険が生じているとまでは評価できないことも踏まえ、本件事故発生直後の時期において、1審原告らが感じる恐怖や不安の内容としては、本件事故の進展の状況や今後の放射線量の推移、放射線被ばくによる健康影響について「よくわからないことにより生ずる不安」をその本質とするものといい得る。

ウ そのような不安や恐怖を抱いた場合においては、自己の生活圏における放射線の状況（今後の見込みを含む。）が安全か否かに関する情報は居住者にとって最大の関心事であり、住民においてもそのような情報を一般住民に通常可能

な範囲において収集することは期待されているといえる。この点については、前述のとおり、新聞報道等により、政府や専門家によって、遅くとも本件事故発生の数日後からはこの点に関する情報提供がなされているものの、そのような政府の説明や専門家の知見についても信じてよいのかわからないという心理により不安が生じている場合や、又はそのような専門家の知見は信じることができないという認識に基づく不安が生じている場合もあり得る。

エ このような政府や専門家等によって提供される情報の受け止め方や感じ方は人によって個人差があり、放射線に対する忌避感が非常に強い人もいる。このような受け止め方の相違によってその後の行動が大きく左右されるという性格がある。

オ このように、避難指示の対象となっていない区域については、放射線による客観的な健康への危険が生じているとは評価できず、その旨の情報提供は新聞報道等でもなされており、福島県知事も冷静な対応を呼びかけている状況にある。新聞報道においても、避難指示等対象区域外の居住者も避難すべきであるという論調は見当たらない中で、避難指示等対象区域外の居住者に生じ得る恐怖や不安については、避難指示等により避難を余儀なくされた避難指示区域の居住者と比較して、権利侵害の程度は小さいと考えられる。

カ 避難指示等対象区域外からの避難者の損害については、政府の避難指示等によって避難を余儀なくされたことによって生じたものではなく、通常よりも高い放射線量や本件事故の進展の状況に対する不安や恐怖を覚えざるを得ない状況に置かれたことによる日常生活の阻害をもって賠償の対象とみることが相当であり、避難指示により強制的に居住権の制約を受けた避難等対象者の損害とは異なる。

したがって、このような避難指示等対象区域外からの避難者の被侵害利益の特徴も踏まえて相当因果関係を考えるに当たっては、自主的避難等対象区域内に居

住している平均的・一般的な人を基準として、相当程度の恐怖や不安を抱いたことにつき、慰謝料や避難の相当性を基礎付ける程度の権利侵害状態が継続しているか否か、そのように評価し得るのはいつまでか、及び、その適正な損害額はいくらか、について検討すべきであると考えられる。

広く提供され、入手可能な公正な情報を受け入れずに、放射線に対する極めて強い忌避の気持ちから長期間にわたって避難指示に基づかない避難を継続するとしても、法的判断としては、あくまで平均的・一般的な人を基準として、上述した相当程度の不安や恐怖を抱かざるを得なかつたと考えられるのはいつまでか、という観点から判断されるべきである。

2 自主的避難者と滞在者について

自主的避難等対象者の被侵害利益を上記1のとおりに捉えることからすれば、「本件事故による恐怖や不安を抱かざるを得ない」という状況に一定期間置かれた」という点において、自主的避難を選択した者であっても滞在者であっても、その置かれていた状況は共通しているといえる。

その上で、自主的避難を実行した者は、放射線被ばくへの不安からは離脱することができるが、避難生活による日常生活の阻害が生じ得ると考えられる。

他方、滞在者については、滞在することにより放射線被ばくへの不安が継続する可能性があることとなり、これによる日常生活の阻害が生じ得ると考えられる。

このように自主的避難者と滞在者の行動の相違に基づき、具体的な精神的苦痛のあり方は異なるものではあるが、いずれも放射線被ばくに対する恐怖や不安を基礎として生じている精神的苦痛であり、本件事故の放射線の作用と相当因果関係のある日常生活の阻害に基づく精神的損害の評価上、自主的避難者と滞在者とで、画然とした差異があるということはできないこと（いずれの精神的苦痛が大きいかについても人によって異なる面もあると考えられる。）を考慮すれば、自主的避難者と滞在者の賠償額に差を設けることは公平かつ合理的とはいがたい

というべきである。

原判決、及び、本件訴訟と同種の本件事故に係る集団訴訟京都地方裁判所の平成30年3月15日判決においても、自主的避難者と滞在者の精神的損害の評価に当たって、同額の損害額が認定されているところである。

第4 自主的避難等対象者の精神的損害の賠償対象期間について（賠償期間）

1 大人（妊婦・子供以外）の賠償期間について

（1）精神的損害の賠償対象期間は平成23年4月22日頃までであること

1審被告東京電力においては、妊婦・子供以外の大人（以下単に「大人」ということがある。）の自主的避難等対象者に対する精神的損害等の賠償対象期間を本件事故発生当初の時期として1人当たり8万円の賠償を行っており、この「本件事故発生当初の時期」としては、概ね平成23年4月22日頃までを目安としている（丙A7の13頁参照）。

すなわち、前記第2において述べたとおりの諸事情を総合すれば、自主的避難等対象区域の居住者について慰謝料を基礎付ける程度の恐怖や不安を抱くことが法的にやむを得ないと認められる期間としては、本件事故発生当初の時期として、概ね平成23年4月22日頃までと解することが相当である。

① 本件事故の直後である3月16日頃から、避難指示等対象区域外における空間放射線量の状況やこれによって直ちに健康影響が生ずるものではなく、今後の推移を見守る必要があるとの専門家の意見が繰り返し地元紙及び全国紙において報道され、専門的な知見に基づき冷静な対応をとることが促されており、避難指示等対象区域外の居住者が避難することが科学的に必要であるという論調は見当たらないこと

② 本件原発の状況についても連日報道され、原子炉の冷却に向けての取

り組みや電源復旧の進展状況や汚染水の問題が生じている中で、4月17日には、事故の収束に向けての道筋が公表され、今後6～9か月程度で原子炉の冷温停止を目指すスケジュールが公表され、冷温停止のためになすべきことが明確化されるなど収束に向けての方向性が示されていること

- ③ 4月以降は本件原発敷地内での汚染水の問題なども報道されているが、避難指示等対象区域外における空間放射線量の状況は3月16日以降報道がなされており、時間の経過とともに大きく低減し、汚染水の問題等の本件原発の状況によって30キロ圏外の居住者の生活環境中の放射線量が上昇するという状況にはないこと
- ④ 4月7日には、一部の地域を除き、福島県内の避難指示の対象外の地域において、農家に対する作付け延期要請が解除され、避難指示等対象区域外での農業再開が見込まれる状況になっており、4月19日には文部科学省・厚生労働省より、小・中学校等の校庭・園庭利用の基準として毎時3.8マイクロシーベルトの基準が示され、4月末にかけて学校での屋外活動の制限が概ね解除されたことが報道されており、また、4月22日には、避難指示区域と接する20～30キロメートル圏内において屋内退避区域の指定が解除され、緊急時避難準備区域として再編されるに至っていること
- ⑤ 南相馬市の独自の判断に基づく一時避難の要請についても、4月22日には帰宅を許容する旨の見解が示されるに至っていること
- ⑥ 自主的避難等対象区域内では、平成23年4月以降学校や企業の活動が再開されており、4月下旬にはほとんどの学校で屋外活動の制限が解除されており、本件事故発生から4月下旬にかけての時間の経過の中で、放射線量の低下や学校や企業の再開なども進み、生活も落ち着きを取り戻しつつあること

これらに照らせば、自主的避難等対象区域内に居住する平均的・一般的な人を基準として、平成23年4月22日頃までには、自己の置かれている状況について合理的に判断することができる状況に至っていると評価することができると考えられるのである。

(2) 中間指針追補の考え方も同様であること

中間指針追補のQ&Aにおいては、①本件事故発生以降、原子力発電所の状況や放射線量に関する情報が行政機関等によって徐々に公表されたこと、②こうした情報をもとに平成23年4月22日には屋内退避区域の指定が解除され、緊急時避難準備区域及び計画的避難区域の範囲が示され、これによって政府による避難指示等の対象区域が概ね確定したこと、③したがって、その頃以降は、自らの置かれている状況について十分な情報がない時期とは言い難いと考えられることから、概ね本件事故発生から平成23年4月22日頃までの時期が目安になるとの考え方が示されている（丙A7の13頁参照）。

なお、同年4月22日頃以降においても、自主的避難等対象者の不安な心理は継続し、完全に払拭されるとはいえないとも考えられるが、上記のとおり、同日頃までには、本件原発の状況も落ち着きを見せ、収束への道筋も示されるに至っていること、空間放射線量の状況とその健康影響に関する専門的知見も繰り返し情報提供がなされていること、自主的避難者においても、新聞報道等や専門機関のウェブサイトなどに基づいて自主的避難等対象区域内の放射線の作用による危険等の状況については情報を収集することも期待でき、遅くともこの頃までには本件事故の客観的な影響による自主的避難等対象区域内の状況についても認識し得る状況に至っていると考えられることなどからすれば、4月22日頃以降においても、本件事故の放射線の作用によって自主的避難等対象者の法的利益が引き続き侵害されている状態にあるとまで解することは困難であり、慰謝料の発生を法的に基礎付けるところの「相当程度の不安全感」が生

じていたのは、遅くとも4月22日頃までであると解することが相当である。

(3) 避難者も滞在者も同様であること

上記（1）及び（2）の点は、自主的避難者であると滞在者であるとを問わず、妥当するというべきである。まず、滞在者については、滞在に伴い上記のような不安や恐怖を感じるとしても、精神的損害の賠償の対象として評価すべき相当程度の恐怖や不安を抱かざるを得なかつたと考えられるのは、上記の諸事情を踏まえれば、概ね4月22日頃までと解されるものである。また、自主的避難者についても、「避難」とは、移転や移住とは異なり、一定の危険を回避するために、居所を一時的に移動することをいうものと解されるところ、避難の原因となった危険の状況について、新聞報道等により情報の提供がなされ、自己が置かれている立場について情報がないとはいえない状態となり、社会的にも避難指示等対象区域外においてそのような認識が受け入れられるに至り、社会活動も再開されるという状況に至った場合には、以後の自主的避難を継続することには法的見地から合理性があるとは評価し得ず、以後の自主的避難の継続によって権利侵害が基礎付けられるということはできない（すなわち、精神的損害を認める根拠となつた情報不足による混乱の事態が解消された以上、自主的避難に対して損害賠償すべき根拠が消滅したものというべきである。）からである。

そして、自主的避難者は、従前の居住地の放射線量や放射線と健康被害との関係について関心を持って注視していると考えられるところ、前記第2の2で述べたとおり、地元紙のみならず全国紙においても、福島県内の状況については4月下旬頃までにかけて、広くかつ詳細に報道されている実情にあり、自主的避難先においても、かかる情報に接することは可能であったと考えられる。

したがって、大人の精神的苦痛や避難に伴う損害の賠償対象期間について、自主的避難者と滞在者を別異に解する理由はないというべきである。

2 妊婦・子供の自主的避難等対象者の精神的損害の賠償対象期間について

1 審被告東京電力は、妊婦・子供は放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されていることも踏まえて、平成24年8月末までを対象として精神的損害の賠償を行っている。

これは、上記第2のとおりの危険に関する情報の周知状況や社会の受け止め方を踏まえつつも、妊婦・子供がいる世帯においては、特に放射線被ばくに対する不安が大きいものとなると考えられることを踏まえ、妊婦・子供に対しては、大人とは異なり格段に長期間にわたっての精神的損害の賠償を行うこととしているものである。

自主的避難等対象者に対する精神的損害の問題は、ある意味で、妊婦や子供の健康影響に対する不安が核心的な問題であるといい得る。1審被告東京電力は、妊婦や子供自身の健康上の不安に係る精神的苦痛であることから、親ではなく、妊婦や子供に対して精神的損害を賠償することとしているが、かかる賠償は、広い意味で妊婦や子供がいる世帯全体に対する精神的損害の賠償としての意味も有しているものである（子供の健康上の不安が生じている場合には、親がこれを憂慮することは自然であるが、これを親固有の精神的損害として考慮するのではなく、子供の精神的損害として一括評価して賠償するというのが中間指針等の考え方でもある。）。

そして、中間指針第二次追補において、平成23年9月30日に指定が解除された旧緊急時避難準備区域に生活の本拠を有する避難等対象者への精神的損害の賠償の終期が平成24年8月末までを目安とする旨定められていることも踏まえ、避難等対象者ではない妊婦・子供の自主的避難等対象者に対する賠償の対象期間を平成24年8月31日までとすることは、被害者保護の観点にも十分配慮して定められた賠償対象期間であり、合理的かつ相当である。

3 同伴者である大人の自主的避難等対象者の精神的損害の賠償対象期間について
一般に子供や妊婦がいる世帯には、それ以外の大人（たとえば保護者や配偶者等）がおり、妊婦・子供の避難に同伴することが必要になる場合が想定される。

しかしながら、1審被告東京電力は、こうした同伴者の同伴費用も妊婦・子供自身の損害に含めて賠償額を設定している。

かかる取扱いは、交通事故の事件において入通院の付添いが必要となる場合に、当該付添費用については付添人の損害ではなく被害者本人の損害として処理されていることと軌を一にするものである。

実際に、交通事故事件では、たとえ付添人による入通院の付添いが必要になる場合であっても、当該付添人について別途固有の「付添慰謝料」といったものが発生するとは考えられていない。一般に財産的損害が填補されればそれとは別に慰謝料が発生することはない解されているところ、付添人の付添費用については被害者自身の財産的損害として満額填補される状況の下、それとは別に付添人について「付添行為」そのものによる精神的損害が発生することはないと考えられているからである。これは、侵害行為又はその危険からの「距離感」を考慮して、心理状態に対する違法な侵害を問題とする賠償であるがゆえに観念的には際限なく広がりかねない慰謝料請求権の発生範囲を合理的に画するとの考え方に基づくものと解される。

そして、このことは、本件事故における自主的避難等対象者の同伴者についても同じことがいえ、たとえ特定の家族が妊婦・子供の避難に同伴したとしても、当該同伴者である大人が自己の被ばくに対する不安から避難するものでないことも踏まえると、当該同伴費用については妊婦・子供自身の損害として填補される状況の下で、同伴行為そのものに起因して当該同伴者に固有の慰謝料が発生することはないというべきである。この点については、妊婦や子供が自主的避難を選択したとしても、それによって同人らが生命侵害又はこれに比肩すべき身体傷害を受けたわけではなく、それに起因してその親である同伴者が固有の慰謝料請求

權を取得することはないと解されることからも裏付けられる（民法711条、最高裁昭和33年8月5日第三小法廷判決・民集12巻12号1901頁）。

仮に、同伴者固有の精神的損害が問題となるのであれば、それは妊婦や子供が避難を行ったことにより生ずる損害であって、いわゆる第三者損害（間接損害）であるというべきであり、相当因果関係を欠く（その例外が民法711条に規定された場合である。）。

この点について、中間指針追補は「損害額の算定に当たっては、身体的損害を伴わない慰謝料に関する裁判例等を参考にした上で、精神的苦痛並びに子供及び妊婦の場合の同伴者や保護者分も含めた生活費の増加費用等について、一定程度勘案することとした」としている（丙A3の8頁。下線は引用者による。以下同じ。）。

実際、平成23年12月6日に開催された原子力損害賠償紛争審査会（第18回）でも、本件審査会の会長を務める能見善久教授（以下「能見会長」という。）は「同伴者についてどう考えるかということの議論があり、同伴者が必要な場合、子供については特に必ず必要であろうし、そういうときに同伴者の損害というのはどう考えるのか。これを別立てで、同伴者一人分の損害というふうに計算するのは、必ずしも適当でないというご意見が多かったと思います。むしろ同伴者が必要なことを考慮して、避難される方についての、あるいは子供・妊婦についての賠償額を決めればよろしいというご意見だったと思います。そういう要素も考慮し、そして、最終的には避難者と滞在者とを同額にするというような、もう一つの基本的な考え方も、前回合意をされました。」としている（丙A29の18頁）。

したがって、大人の自主的避難等対象者の精神的損害の賠償対象期間については、妊婦や子供に同伴したかどうかによって別異に解されるものではないというべきである。

第5 自主的避難等対象者の損害の賠償額について

1 大人（妊婦・子供以外、同伴者を含む。）について

前記のとおり、自主的避難等対象者である大人について、本件事故と相当因果関係のある精神的損害の賠償対象期間は、本件事故発生当初の時期である概ね平成23年4月22日頃までと解することが相当であり、大人個人に対する当該期間についての精神的損害の賠償額は、以下の事情及び裁判例を考慮すれば、1人当たり8万円が合理的である。1審被告東京電力は、これらの事情及び中間指針追補を踏まえて、1人当たり8万円の精神的損害等の賠償を行うとともに、4万円の追加的費用の実費賠償を行っている。

① 中間指針において、屋内退避区域の居住者に対しては当該指示の期間が約40日間で10万円の慰謝料額が定められているところ、自主的避難等対象者については、政府指示によって屋内退避を余儀なくされた居住者の精神的苦痛を上回る精神的苦痛が生じていると解することは合理的でないこと

② 避難指示等の対象とはされていない自主的避難等対象区域においては、本件事故後の空間線量率の情報（第2の5記載のとおり、平成23年4月1日時点で多くは1マイクロシーベルト／時間前後であり、平成24年4月1日時点で多くは0.23マイクロシーベルト／時間を下回っている。）に照らしても、放射線被ばくによる客観的な健康リスクにさらされているとは評価できず、そのような科学的な知見は新聞報道等によって本件事故発生直後の時期から地元紙及び全国紙において継続的に情報提供がなされていると認められ、そのような中で、それでもなお生じる不安や恐怖に基づく日常生活阻害の精神的苦痛がここでの賠償対象であり、具体的な権利侵害を認め得るとしてもその侵害の程度は、避難指示により避難を強いられた避難等対象者に比して大きいものではなく、前述のとおり、不安を緩和する情報提供がなさ

れでいることも考慮する必要があること

③ 妊婦や子供が世帯内にいる場合には、妊婦や子供各人一人当たり、精神的損害と生活費の増加費用等を一括した一定額として、平成23年分40万円及び平成24年1月から同年8月までの分8万円(一人当たり合計48万円)を賠償するとともに、妊婦・子供のうち実際に自主的避難を実行した者に対しては、追加的費用として平成23年分20万円及び平成24年1月から同年8月まで4万円(一人当たり合計24万円)を賠償しており、自主的避難をした場合には子供一人当たり72万円、子供が2人であれば144万円の賠償が行われるものであり、このような妊婦・子供に対する賠償において、世帯内に妊婦・子供がいることによる精神的苦痛や実費の支出分については填補されること

裁判例については、審査会が、一人当たり8万円とする自主的避難等対象者の損害額を定めるに当たって平穏生活権の侵害が問題となったこれまでの裁判例を参考としたものが本件でも同様に参考となる。

平成23年11月25日に開催された第17回審査会では、「慰謝料の金額に係る裁判例について」と題する資料(丙A28)が提出され、騒音(空港・近隣騒音)、悪臭、煙害等により平穏な生活が侵害された事案の裁判例について検討がなされている。

以下は、第17回審査会において検討対象となった裁判例の一部である。

番号	類型	判決年月日	事案の内容	判決内容（抜粋）	認容金額
3	空港・基地騒音	福岡高裁那覇支部平10・5・22	嘉手納飛行場の周辺住民が、米軍機の騒音による被害を理由に、損害賠償等を求めたもの。（嘉手納基地騒音公害訴訟）	一番原告らは、本件飛行場に離着陸する航空機の騒音等により、身体的被害までは被っていないとはいえないといえ、比較的低暴露の地域に住む人間も、他人と円滑に会話をかわし、十分な睡眠や休業をとること等により精神的苦痛を被っている生活を享受すること等で述べてきた侵害行為の態様、一審原告らの受けている被害の性質や程度、その他本件に述べてきた侵害行為の態様、一審原告らのうちは、類型Ⅰの地域内に居住している者についてはW値75以上、類型Ⅱの地域内に居住している者についてはW値80以上の数値を採用するのが相当というべきである。	慰謝料月額：①W値75～80の地域は2,000円、②同80～85の地域は5,000円、③同85～90の地域は9,000円、④同90～95の地域は12,000円、⑤同95以上の地域は18,000円
4	空港・基地騒音	最高裁平19・5・29	横田飛行場の周辺住民が、航空機騒音等による被害について訴訟を提起したもの。（新横田基地訴訟）	横田飛行場において離着陸する米軍の航空機の発する騒音等により精神的又は身体的被害等を被つていていることを理由とする被上告人の上告人にに対する損害賠償請求権のうち事実審のうち弁論終結の翌日以降の分については、その性質上、将来の給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格を有しないものであから、これを認容する余地はないものというべきである。※口頭弁論終結後判決言渡日までの将来請求の一部を認容した控訴審判決（東京高判平17・11・30）を破棄したもの	慰謝料月額：①W値75～80の地域は3,000円、②同80～85の地域は6,000円、③同85～90の地域は9,000円、④同90以上の地域は12,000円
6	道路騒音・排気ガス等	最高裁平7・7・7	国道43号、兵庫県道高速神戸西宮線及び同大阪西宮線の沿道からおおむね50m以内に居住している住民が、道路を走行する自動車の騒音、振動、排ガスにより被害を受けているとして、道路管理者に対し、損害賠償等を求めたもの。	(一)居住地における屋外等価騒音レベルが65以上に暴露された被上告人は、本件道路端と居住地との距離の長短にかかわらず受忍限度を超える被害を受けた。(二)本件道路端と居住地との距離が20メートル以内の被上告人は、(1)その全員が排気ガス中の浮遊粒子状物質により受忍限度を超える被害を受けた、(2)騒音及び排気ガスによる被害以外の心理的被害等を併せ考へると、屋外等価騒音レベルが60を超える騒音に暴露された者が受忍限度を超える被害を受けたと判断した者とそうでない者とを識別するため、居住地との距離を主要な基準とし、本件道路端と居住地との距離を補助的な基準としたものであって、この基準の設定に不合理なところがあるということはできず、所論の違法はない。	騒音：慰謝料月額1万円、8,000円、6,000円、5,000円排ガス：慰謝料月額3,000円
14	産業廃棄物の悪臭等	高松地裁平8・12・26	被告廃棄物処理業者は、豊島において、和解条項に違反し、産業廃棄物の野焼きを連日行い、その煤煙やガスは激しい悪臭となり、被告らは自らこれを撤去する意思も能力もないこと	被上告らは、昭和55年から平成2年11月に廃掃法違反で兵庫県警の摘発を受け事実上事業を廃止するまで連日のよううに和解条項の違反行為を繰り返していましたこと、被告らの本件和解条項違反行為の結果、約51万トンという膨大な有害産業廃棄物が豊島に放置されることとなり、被告らは自らこれを撤去する意思も能力もないこと	慰謝料各5万円

番号	類型	判決年月日	事案の内容	判決内容（抜粋）	認容金額
			臭を放ち、また、被告会社が埋め立てた産業廃棄物に有害物質が大量に含まれており、土壌及び地下水を汚染していき地元住民が被つた生活環境の悪化や自然環境破壊に対する精神的被害等を請求したもの。	に照らせば、被告らの右和解条項違反行為は債務不履行として異なほど態様が悪質であるというべきであり、その結果、個々の原告について別紙被害状況一覧表のとおり悪臭、騒音、振動、名譽感情の毀損等による種々の精神的損害が発生しているのであるから、これら的事情を勘索すれば、各原告の精神的損害を慰謝するためには必要な金員は少なくとも5万円を下ることはないと認められる。	
19	産業廃棄物火災による被害	那霸地裁平19・3・14	被告の産業廃棄物処分場において発生した火災事故について、原告住民らが被つた損害の賠償を求めたもの。	原告らも、本件火災が発生した同日28日の午後から夕方にかけて、大量の煙や異臭が原告らが居住する地区に流入し、のどや頭の痛みを感じながら、市による避難勧告を受けて、自治会の公民館や親戚宅等へ避難し、避難先で不安な一夜を過ごしたものであって、避難勧告を受けてからおよそ1日が経過した翌日の午後5時ころになつてようやく避難勧告が解除され、それぞれの自宅に戻ることができるものであるが、このように、突然、大量の煙や異臭に襲われ、体に不調を覚えながら、自宅を離れて避難せざるを得なかつた原告らが受けた精神的、肉体的苦痛は、相当程度大きかったものといふことができる。これを慰謝するための慰謝料としては、原告1人に10万円を認めるのが相当である。本件火災が発生したとおりで成13年11月29日の朝には鎮火したもの、依然として、本件処分場からは煙が出ている状態であったこと、・・・は認定したところである。以上の検討結果によれば、原告らは、本件火災後も長期間にわたり、本件火災の結果本件処分場から発生し続けた煙や異臭により、その日常生活や農作業に深刻な影響を受けたものと認められるのであって、これにより原告らが受けた精神的、肉体的苦痛も、相当程度大きかつたものといえるところ、これを慰謝するための慰謝料としては、原告1人につき20万円を認めるのが相当である。	慰謝料10万円（避難時）、20万円（長期の生活被害）

これらの裁判例は、現実に平穏な生活が侵害された（生命身体的損害を伴わないものに限る。）事案について、生活妨害を受けたことによる精神的苦痛に対する慰謝料額について判断したものである。

自主的避難等対象区域については、前述のとおり、放射線被ばくによる健康被害のリスクについては問題がない水準であり、それゆえに政府によっても避難等の指示の対象となっていないものであり、自主的避難をする心情についてはそのような前提においても生じ得る恐怖や不安であると考えられることから、実際の生活妨害を受けている事案に対する上記裁判例が必ずしも本件にそのまま妥当するということはできないが、いずれの裁判例も、騒音、振動、悪臭、煙害等、その原因や被害の程度は異にするものの、生活妨害を受けたことにより正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛に対する慰謝料について判断された点では共通しており、上記のような不安や恐怖が問題となる本件においても、参考になり得るものである。

これらの裁判例のうち、一括して賠償額を算定している事案（審査会資料：丙A28の番号11, 12, 14, 19）においては、賠償額は概ね5万円から20万円程度であり、月額の賠償額を積み上げて算定している事案（同1から7, 10, 13, 15, 16, 18）では、月額3000円から月額1万8000円とされており、中間指針追補の定める大人について8万円という賠償額は、このような裁判例を踏まえても、また、客観的な健康リスクとしては喫煙や肥満、野菜不足よりも小さいとされている年間20ミリシーベルトを大きく下回る放射線量の地域における精神的損害の評価の問題として、被害者の視点も十分考慮したものとなっている。

また、同伴者である大人が子供の避難に同伴する場合についても、自己の被ばくに対するリスクへの不安から避難するものではなく、前記のとおり同伴者としての固有の慰謝料を認めることは相当ではないと解されるから、妊婦・子供の避難に同伴した大人と滞在を継続している大人の慰謝料額に差異を設けると考える

ことは合理的ではない。また、世帯主等として、生活費増加分の負担主体となることが想定されるが、子供の避難に伴う生活費増加については子供の損害として賠償されているものであり、この点でも世帯全体において損害が填補されるとの考え方方に立っているものである。

2 妊婦・子供について

1 審被告東京電力は、妊婦や子供各人1人当たり、①精神的損害と生活費の増加費用等を一括した一定額として、平成23年分40万円及び平成24年1月から同年8月までの分8万円（一人当たり合計48万円）を賠償するとともに、②妊婦・子供のうち実際に自主的避難を実行した者に対しては、追加的費用として平成23年分20万円及び平成24年1月から同年8月まで4万円（一人当たり合計24万円）を賠償している。この結果、滞在者である妊婦・子供については一人当たり48万円、自主的避難者である妊婦・子供については一人当たり72万円の損害額が賠償されることになる。

この点については、政府による避難指示等を受けた避難等対象者についての本件事故発生から平成23年12月31日まで慰謝料額は80万円（中間指針上、平成23年3月から8月までは月額10万円、平成23年9月からは月額5万円とされている。）とされていることとの対比で考えた場合においても均衡を失るものではなく、また大人（妊婦・子供以外）に対して同年3月11日から同年4月22日頃までの慰謝料額として8万円を賠償していることとの対比においても均衡を失るものではなく、妊婦及び子供の自主的避難等対象者に対する平成23年12月末までの期間に対する精神的損害の賠償額を40万円とすることは合理性があると解される（なお、1審被告東京電力は、実際に自主的避難を行った妊婦及び子供に対し、この40万円にさらに20万円の実費賠償を上乗せして、一人当たり60万円の賠償を行っている。）。

このため、自主的避難をした大人2人（12万円×2=24万円）、子供2人

($72\text{万円} \times 2 = 144\text{万円}$)の4人世帯では賠償額は合計168万円となり(滞在者の4人世帯であれば合計128万円となる。), 世帯単位で合理的な損害の填補がなされている実情にある。

3 自主的避難実行者と滞在者の損害額について

前記のとおり, 自主的避難者と滞在者の行動の相違に基づき, 具体的な精神的苦痛のあり方は異なるものではあるが, いずれも放射線被ばくに対する恐怖や不安を基礎として生じている精神的苦痛であり, 本件事故の放射線の作用と相当因果関係のある日常生活の阻害に基づく精神的損害の評価上, 自主的避難者と滞在者とで画然とした差異があるということはできないこと(いずれの精神的苦痛が大きいかについても人によって異なる面もあると考えられる。)を考慮すれば, 自主的避難者と滞在者の賠償額に差を設けることは公平かつ合理的とはいがたいというべきである。

第6 中間指針等の考え方について

1 中間指針等の意義

(1) 中間指針等とは

原子力発電所においてひとたび原子力事故が発生すると, 極めて広範囲に亘って多種多様な損害が発生することになり, 事故が落ち着き, あるいは収束した後は損害賠償を巡る紛争が多数生ずることが予想される。

このため, 原賠法18条は, 適正かつ迅速な賠償実施が可能となるよう, 審査会の設置について規定するとともに, 審査会の所掌事務として, 「原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと」(同条2項1号)と並んで, 「原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定め

ること」（同項2号）を定めている。そして、同法は、かかる指針策定のために「必要な原子力損害の調査及び評価を行うこと」（同項3号）をも審査会の所掌事務とし、審査会に原子力損害の調査及び評価を行わせるための専門委員を置くことを定めている（原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令4条）。

こうした法令上の根拠に基づき、審査会は、原子力事故が発生した際には、必要かつ十分な事実関係の調査・分析を行って審議・検討を行い、原子力損害の賠償に関する紛争についての「原子力損害の範囲の判定の指針」等を示すことによって、広範囲に及び得る原子力損害の賠償に関する紛争の適正・迅速な解決を促進することが法令上予定されている。

そして、このような原賠法の定めを踏まえても、審査会が策定する「原子力損害の範囲の判定の指針」は、損害賠償法理の観点から被害者との紛争を解決するに足る合理的なものでなければならないことが法令上当然に要求されているものと解される。けだし、そうでなければ紛争の解決規範として機能し得ないからである。

（2）本件事故に関する審査会（本件審査会）の設置

本件事故に関しても、原賠法に定めるところに従い、本件事故後の平成23年4月11日付けで、第一線の法学者及び放射線の専門家等の委員からなる原子力損害賠償紛争審査会（本件審査会）が設置され、原子力損害の賠償に関する紛争の解決基準である中間指針等が策定されている（丙A2～5）。本件審査会の委員は計10名⁷であるが、そのうち法律の専門家は6名（民法の研究者

⁷ 大塚直（早稲田大学大学院法務研究科教授）、鎌田薰（早稲田大学総長、早稲田大学大学院法務研究科教授）、草間朋子（大分県立看護科学大学学長）、高橋滋（一橋大学大学院法学研究科教授）、田中俊一（財団法人高度情報科学技術研究機構会長）、中島肇（桐蔭横浜大学法科大学院教授／弁護士）、能見善久（学習院大学法務研究科教授、会長）、野村豊弘（学習院大学法学部法学科教授）、山下俊一（長崎大学大学院医歯薬学総合研究科研究科長）、米倉義晴（放射線医学総合研究所理事長）。ただし、肩書は当時のもの。また、その後変動あり。

が3名、環境法の研究者が1名、行政法の研究者が1名、弁護士（元東京高裁判事）が1名）である。また、当該研究者らの多くが過去に東海村JCO臨界事故あるいは原賠法の改正にも関与しており、中間指針等の策定に当たっては、その知見や経験が最大限活用されている。

本件審査会は、平成23年4月に設置されて以降、数十回に亘り公開の議場で十分な審議を重ね、本件事故による被害の全体像について関係省庁・関係自治体からの説明の聴取等を行い、その被害の実情の把握の上に、多数の被害者に対して適用されるべき公平・適切な原子力損害の賠償の範囲の判定等のための指針（中間指針等）を策定・公表している。

本件審査会の能見会長は、審査会の役割や中間指針等の性質について、「この審査会のそもそもその役割といいますのは、おそらく、この事故は、本来であれば、当事者、責任を負うであろう原子力事業者と被災者、被害を受けた人たちの間の本来個別的な損害賠償の問題ですが、被害が非常に多数、広くわたっているときに、迅速に賠償するということも非常に重要なことですので、そういう意味で、この審査会というものが賠償の指針というのを設けて、特にその指針というのは、裁判でいけば認められるであろうという賠償を一応念頭に置きながら…中間指針とか、あるいは、その補足の指針として出してきているというものでございます。」（第21回審査会（甲A12），下線は引用者による。以下同じ。）、「損害賠償として説明できるかということが重要」（第24回審査会（丙A30））と述べている。また、鎌田薰委員（現会長）も、「指針は、損害賠償の一般法理に照らして説明できないことをそのときの勢いでやってしまったと事後的に評価されるのではやっぱりまずい」、「政策的に損害賠償の範囲を決めてしまったというふうに言われるのは、この指針全体の信頼性も揺るがすことになる」と述べている（第25回審査会（丙A31））。

このような発言からも、本件審査会が、公開の場で中立の立場に基づき、損害賠償の一般法理という法律的見地から合理的に導かれるものでなければなら

ないとの立場に立って中間指針等を策定していることが確認できるものである。

2 中間指針等の位置付け

中間指針等は、それ自体は「法令」に該当するとはいえないため、直ちに裁判所に対する法的拘束力を有するわけではない。

しかしながら、中間指針等は、前述したとおり我が国の原子力損害賠償の法体系において明確に位置付けられた法令に根拠を有する指針である。また、自主的避難等対象者だけでも約130万人以上にも上る本件事故の特質にもかんがみれば、多数の被害者に対して合理的な賠償を実現することが重要であり、同様の被害状況に置かれている場合には同様の救済が与えられるべきであるという考え方が妥当する。

そして、1審被告東京電力は、本件審査会が原賠法に基づき策定した中間指針等に基づき、これまで既に多数の賠償を実施しており、約130万人以上に上る自主的避難等対象者に係る賠償実施件数は、平成30年9月14日時点で129万5000件（賠償額約3537億円）に上っており、避難等対象者や法人賠償を含めると、直接賠償の実施件数は同時点で267万7000件（賠償総額約8兆3496億円）に上っている（丙C366）。また、原賠法18条2項1号に基づく原子力損害賠償紛争審査会の下に設置された原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介手続（ADR手続）においても、平成23年から平成28年までに個人（避難等対象者以外の個人を含む。）による申立件数は累計で1万6668名に上り、中間指針等に基づいて個々の紛争解決が行われている実情にある。

裁判例としても、同じ自主的避難等対象者（本件事故発生時いわき市に居住）の慰謝料額が問題となった福島地裁いわき支部平成26年9月10日判決（丙A35），同判決の控訴審判決である仙台高裁平成27年1月21日判決（丙A36）では、同事件の原告が被った精神的損害は、本件諸事情に照らして遅延損害

金相当額を含めて4万円⁸を上回らないものと認めるのが相当であるとされ、請求棄却の判決が確定している。

このように、本件審査会が策定した中間指針等は、策定後6年以上にわたってADR手続や訴訟を含む多数の紛争解決において用いられ、圧倒的多数の被害者が同指針に基づく和解を受け入れて紛争が解決されてきており、本件審査会が企図したとおり、既に本件事故による紛争解決に当たり事実上の法規範に近いものとして機能している。同じような事実上の機能を果たしている規範としては、例えば交通事故損害賠償の分野で広く事実上の規範として受け入れられている「民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準」（財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部、いわゆる「赤い本」）に記載されている基準などがあるが、本件審査会が策定した中間指針等は、まさに本件事故による原子力損害の賠償に関して策定された法令の根拠に基づく指針であるという点や前掲解決実績等に照らせば、本件事故に関しては、むしろ「赤い本」よりもより尊重されて然るべき実質を有する。

仮に、こうした原賠法の立法趣旨や審査会の意図、実際の運用状況に反して、本件審査会の策定した合理的な指針に何らの規範性も認められないというのが我が国法上の解釈であるとすれば、現状の中間指針等を中心とした法的安定性が大きく損なわれるだけでなく、かえって被害の迅速かつ適正な賠償の実現という原賠法の目的が没却され、被害救済を大きく後退させることにもなりかねない。

したがって、このような我が国の原子力損害賠償の法体系を踏まえれば、原賠法に基づき策定された中間指針等は、判例法理をリスト化したものであり、実

⁸ 中間指針追補に基づく8万円の精神的損害等の賠償額については、自主的避難等対象者の精神的損害、避難費用、生活費増加費用を総合的に考慮して包括的に定められている損害額であるが（丙A3の第2参照），本件審査会の下に設置された原子力損害賠償紛争解決センターによるADR手続での和解においては、この8万円の損害額のうちの4万円をもって精神的損害に係る賠償部分とするとの内容で和解契約が締結される運用が採られており、当該事件の1審原告についてもADR手続においてそのような和解を経ていたものである。

質的に法的規範として機能することが社会的にも期待されているのであり、同指針等に定める賠償指針は、その内容自体が著しく不合理でない限り、裁判手続においても法規範に準ずる規範として最大限尊重されるべきものである。

以上のこととは、原賠法18条の解釈から導かれるものである。

3 中間指針追補等によって、1審被告東京電力の賠償の考え方は十分に合理的なものとして基礎付けることができる

(1) 中間指針追補等における自主的避難等対象者に対する賠償の考え方

中間指針追補は、本件原発からの距離、避難指示等対象区域との近接性、政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、自己の居住する市町村の自主的避難の状況（多寡など）等の要素を総合的に勘案した上で、避難指示等対象区域外の一定の区域を自主的避難等対象区域と定めた上で、自主的避難等対象区域においては、住民が「放射線被ばくへの相当程度の恐怖や不安」を抱いたことには相当の理由があり、また、その危険を回避するために自主的避難を行ったことについてもやむを得ない面があるとした上で、（ア）放射線被ばくへの恐怖や不安により自主的避難等対象区域内の住居から自主的避難を行った場合において、自主的避難によって生じた生活費の増加費用、自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、避難及び帰宅に要した移動費用が、また、（イ）放射線被ばくへの恐怖や不安を抱きながら自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合において、放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば、その増加費用についてはそれぞれ賠償すべき損害と認められるとして、自主的避難者の場合と滞在者の場合の上記の合算損害額は同額として算定するのが公平かつ合理的であるとしている（丙A3の5頁）。

そして、特に本件事故発生当初において、大量の放射性物質の放出による放射線被ばくへの恐怖や不安を抱くことは、年齢等を問わず一定の合理性を認めることができるとし、また、その後においても、少なくとも子供及び妊婦の場合は、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されていること等から、比較的低線量とはいえ通常時より相当程度高い放射線量による放射線被ばくへの恐怖や不安を抱くことについては、人口移動により推測される自主的避難の実態からも、一定の合理性を認めることができるとして、自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害額として一人当たり40万円、また、その他の自主的避難等対象者については、本件事故発生当初の時期（①本件事故発生以降、本件原発の状況や放射線量に関する情報が行政機関等によって徐々に公表されたこと、②平成23年4月22日には政府による避難指示等の対象区域が概ね確定したこと、③したがって、その頃以降は、自らの置かれている状況について十分な情報がない時期とは言い難いと考えられること、から、概ね本件事故発生から平成23年4月22日頃までが目安となるとされている。丙A7の13頁）の損害として一人当たり8万円との賠償指針を示している。

その後、中間指針第二次追補において、かかる自主的避難等に係る損害について、平成24年1月以降に関する考え方として、少なくとも子供及び妊婦については、個別の事例又は類型毎に、放射線量に関する客観的情報、避難指示区域との近接性等を勘案して、放射線被ばくへの相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となるとの考え方が示されている。

1審被告東京電力においては、このような中間指針等を踏まえて、以下の賠償を行う旨公表し、実施している（丙C21、同22）。

① 大人について

精神的損害等の賠償として8万円（中間指針追補），実費として4万円

② 妊婦・子供について

精神的損害等の賠償として40万円（中間指針追補），実際に自主的避難をした者には避難費用実費として20万円を併せて賠償，平成24年1月から同年8月31日までの期間について精神的損害の賠償として8万円，4万円の費用

（2）審査会における審議過程

審査会においては、このような中間指針追補等の策定に当たっての審議において、自主的避難等対象者の被侵害利益の把握の仕方について、第17回審査会において、能見会長より、自主的避難者等の損害について、「基本的にはこれは放射線被曝への恐怖、不安というのが基礎にあり、かつ、それが損害の中的なものであるというふうに考えております。だから、両者（引用者注：自主的避難者と滞在者）とも同じような賠償をしたらどうかということですが、ただ、いろんな要素を考えたときに、これは前回のインタビューといいますか、自主的避難された人たちのお話なども聞き、あるいは、また理論的にも考えたときに、生活費の増加分というのが、これは現実にはやっぱり人によってさまざまなので、多い人もいるし、少ない人もいるので、なかなか言いにくいんですけども、当初、この案をつくって、私もこれでいいと思ったのは、自主的避難をされた方は、生活費の増加分というのが金額的にはやっぱり多そうなので、それに比べると、避難した後での放射線被曝への不安というのは、結局避難されていますから、その分は低下して、金額的には精神的苦痛の部分が少し少ないかもしれませんと。金額的な問題ですけれども。」との発言がなされ（第17回議事録（丙A27の16頁目））、また、大塚直委員（早稲田大学大学院法務研究科教授）からは、「私が考えているのは、自主的に避難した方は、避難する前は滞在者として不安を感じておられて、丸2の1）（原文ママ、原子

力損害賠償紛争審査会で使用された資料に記載された表記)と同じことを感じておられて、それが損害だったんですけど、避難した後は、精神的苦痛というのは、むしろ生活の拠点が失われたとかいうことのほうが中心になってしまって、不安ということ自体が精神的苦痛では多分なくなっていくと思うので、そういう意味では、生活費の増加のほうが多くはなってしまって、損害賠償の議論をすると、権利侵害のところは不安が中心で一でも、平穀生活権侵害だと私は思っていますが、不安が中心なんですけど、その後の損害額のほうの話をするときは、滞在者と自主避難者は大分違ってきて、自主避難者は、その後は生活費の増加のほうがメインになるという整理なのかなと思っていました」(同16~18頁)との発言がなされている。

また、鎌田薫委員(早稲田大学総長、早稲田大学大学院法務研究科教授)からは意見メモが本件審査会に提出されており、本件審査会で読み上げられた内容は以下のとおりである。

「まず対象者についてということで、避難区域以外の一定範囲の住民が一定の状態、すなわち事故によって自主的避難をすることが相当であると認められる程度の恐怖・不安を抱かざるを得なかったという状態に置かれたことをもって、損害と考えるべきであり、その点で、自主的避難をした住民も、その地域にとどまり続けた住民も、同じ損害をこうむったものと考える。

また、今回の追加指針は、これまで賠償対象となっている避難区域からの避難以外の部分を救済することが目的であり、既に中間指針で賠償の対象となっている部分とは独立に取り扱うことが適当である。ただし、既に中間指針で賠償の対象となっている者の避難先が追加指針の賠償対象区域内である場合については、追加指針による賠償の対象となる損害は中間指針による賠償の範囲内に包摂されており、追加的な賠償は受けられないと考える。

賠償項目についてということで、自主的避難に関する賠償も、本来、一人一人の個別事情に基づき行われるべきであるところ、今回の追加指針は、多くの

被害者がかかる紛争について迅速な救済を図るため、あえて一定の対象地域を設定して賠償項目等を示そうというものである。したがって、追加指針においては対象地域内の全住民に共通して認められるべき賠償項目と金額を示すこととし、これを超える損害の賠償を認めるべき特段の事情のある場合には、これを個別の請求にゆだねることとせざるを得ない。

避難費用等については、避難に至った事情、避難の状況、経費の詳細等は個々の避難者ごとに極めて多様であり、それらを個別的に精査することは困難であること、自主的避難者と滞在者は同種の被害を被っており、その被害への対応に多様性があると考えることも可能であること、多数の被害者に迅速な救済を与える必要があること等を勘案すると、避難費用等も含めた包括的慰謝料とし、自主的避難者も滞在者も一律の額として示した上で、特段の事情のある場合には個別の請求を許容するものとすることが妥当であろうと考える。

なお、乳幼児等の避難には同伴者のあることが通常であり、実際の避難費用は同伴者において支出するのが一般であろうと思われる所以、同伴者の避難費用については、避難者に対する賠償額にこれが包摂されていると考えるのが相当であると思われる。

追加指針の対象時期については、損害賠償の基本的な考え方によれば、過去のある時点について、その時々の状況に照らして、対象区域に滞在することに著しい恐怖・不安を抱くことが原発事故と相当因果関係のある損害と認められるか否かを評価するのが原則であり、将来についても損害賠償を認めるか否かは、この状態が続くことに高度の蓋然性のある場合に限られる。審査会には、避難に関する新たな行動指針や安全性に関する新たな基準を策定する権限も能力も欠けていることを考慮に入れて、慎重に検討されるべきものと考える。」

このような審査会での審議を経て上記（1）のとおり策定されている中間指針追補等については、その内容において、裁判上の損害賠償法理に照らしても

紛争解決をするに当たって十分に合理的なものであり、1審被告東京電力の自主的避難等対象者に対する精神的損害等の賠償は、中間指針追補等を踏まえ、かつこれに一部上乗せをして賠償しているものであり、これまで述べたとおりの自主的避難等対象者に生じている権利侵害の内容、程度等を考慮しても、1審被告東京電力が公表している自主的避難等対象者に対する精神的損害等の賠償額は、合理的かつ十分な金額である。

第7 関連する裁判例について

原賠法3条1項に基づく原子力損害としての精神的損害の賠償が問題となった事案として、自主的避難等対象者の精神的損害を考える上でも参考になると考えられる裁判例を以下で掲げる（なお、下線部はいずれも引用者による。）。

1 旧緊急時避難準備区域の住民の精神的損害に関する裁判例

本裁判例は、本件事故当時福島県南相馬市内の旧緊急時避難準備区域に居住していた原告が本件事故により平成23年3月11日に避難し、同年8月上旬に帰還したという事案において、1審被告東京電力に対して慰謝料として金1183万6000円の賠償を求めたのに対して、当該事件原告が本件事故によって被った精神的苦痛についての慰謝料額は、中間指針等に基づく精神的損害の賠償額である184万円（支払済み）を超えるとは認められないとして、請求が棄却された裁判例（東京地裁平成27年6月29日判決（丙A33），東京高裁平成28年3月9日判決（丙A34））である。

（1）1審判決（丙A33）

本事件における1審判決では、旧緊急時避難準備区域に指定された福島県南相馬市からの避難生活に係る精神的苦痛を認めつつ（36頁），帰宅後の精神

的苦痛については、相当期間の経過後に慰謝料の発生を認めるべき程度に至らない水準まで緩和したと判断し（38頁），また、高い放射線量の下で生活をすることの精神的苦痛があるとの原告の主張に対しては、低線量放射線被ばくと健康影響に関する国際的にも合意された科学的知見等を踏まえれば、年間20ミリシーベルトの被ばくですらそれが健康に影響を与えることを直ちに認め得るものではなく、年間1ミリシーベルトの追加被ばくが健康に影響を及ぼすものと認めることができないと説示した上で（39頁），原告の南相馬市への帰還後の生活圏において毎時0.23マイクロシーベルト（年間追加被ばく線量1ミリシーベルト相当）を超える放射線量が観測される地点が存在し、それに対する不安を抱いているとしても、その不安は合理性を有するものとはいえない、それによって原告の平穏生活権が侵害され、慰謝料請求権を発生させるほどの精神的苦痛を受けていると認めることはできないと説示し、また、本件事故後に本件原発の不安定な状況が続いていたとしても、これによつても原告の自宅所在地やその周辺に放射能汚染が拡大し、原告が被ばくする現実的な危険が発生したと認められるものではなく、原告が本件原発から20キロメートル以上離れた地点で生活することに不安を抱いたとしても、その不安は漠然としたものにとどまるといわざるを得ず、原告に慰謝料請求権を生じさせるほどの精神的苦痛が生じたとまでは認められないと説示している（38～41頁）。

その上で、原告が本件事故によって被つた精神的損害についての慰謝料額は、既に申立人から支払われた避難慰謝料である184万円を超えるとは認められないとして、原告の請求を棄却したものである（41～42頁）。

この1審判決が低線量放射線被ばくによるリスクについて説示した部分を引用すれば以下のとおりである。

「前記認定事実のとおり、国際的な合意である原子放射線の影響に関するU N S C E A R（国連科学委員会）等の国際機関の報告書に準拠して、当時の科学的見地から放射線の健康に対する影響等について報告されたWG報告書にお

いでは、100ミリシーベルト以下の被ばく線量について、放射線による発がんのリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされ、人体に対するリスクを明らかにするには至っていない上、積算量100ミリシーベルトを長期間にわたり継続的に被ばくした場合には、短期間で被ばくした場合に比較して、健康に対する影響が小さいことが報告されている。また、低線量被ばくについて、被ばく線量に対して直線的にリスクが増加するという考え方（なお、この考え方自体、未だ国際的な合意を得られているわけではない。）を採用したとしても、年間20ミリシーベルトの被ばくによる健康リスクは、他の発がん要因によるリスクに比較して低いことも報告されている。さらに、ICRP（国際放射線防護委員会）は、本件事故に関し、緊急時被ばく状況における計画的な被ばく線量として年間20～100ミリシーベルトの範囲で参考レベルを設定すること、防護措置として、長期間の後には放射線レベルを年間1ミリシーベルトへ低減するため、参考レベルを年間1～20ミリシーベルトの範囲で設定することを勧告している。これらの科学的知見等に照らせば、年間20ミリシーベルトの被ばくですら、それが健康に被害を与えることを直ちに認め得るものではなく、年間1ミリシーベルトの追加被ばくが健康に影響を及ぼすものと認めることはできないというべきである」（39頁）。

このように、本判決は、避難に係る精神的損害について、1審被告東京電力が公表している賠償額（旧緊急時避難準備区域においては、平成23年3月1日から、緊急時避難準備区域の解除時期である平成23年9月30日を超えて、同解除後の相当期間も考慮し、平成24年8月末までの合計約18か月について月額10万円（避難所等での避難がある月は月額12万円）の賠償をしている。）を超える損害は認められないとし、かつ、南相馬市への帰還における放射線への不安に係る慰謝料請求については、上記説示のとおりの低線量放射線被ばくの健康影響に関する科学的知見に基づいて、慰謝料請求権を発生させるほどの精神的苦痛が生じたものとは認められないと説示したものである。

(2) 控訴審判決（丙A34）

1審判決に対して原告が控訴した控訴審判決（東京高裁判決）は、原審の判断を是認して、控訴を棄却している。

特に、原告が、放射線に対するリスクについては一般人の意識等も総合的に考慮すべきと主張したのに対して、以下のように述べて、これを排斥している。

「証拠（略）によれば、南相馬市の市民の多くが、平成24年以降、平成27年に至るまで、放射線による人体への影響について、一定の不安を抱いていることを認めることができる。

しかしながら、多くの市民が何らかの不安を感じていることから直ちに、その不安が合理的な根拠に基づくものであるということはできないし、証拠上、その不安の内容や程度が判然としないことからしても、そういう不安を抱かされたことについて、当然に、被控訴人（引用者注：1審被告東京電力を指す。）に対して、法的な責任を追及することができるとはいえない。

証拠（略）上、100ミリシーベルト以下の被ばく線量における放射線の健康に対する影響については、科学的に十分に解明されている訳ではないことが認められるものの、先に判断したとおり、現在の科学的知見等に照らせば、年間20ミリシーベルトの被ばくですら、それが健康に被害を与えることを直ちに認め得るものではなく、年間1ミリシーベルトの追加被ばくが健康に影響を及ぼすものと認めることはできないというべきである（なお、控訴人は、ICRP（国際放射線防護委員会）が、LNTモデル（年間100ミリシーベルトを下回る線量においては、ある一定の線量の増加はそれに正比例して放射線起因の発がん又は遺伝性影響の確率の増加を生じるであろうという仮定に基づくモデルのこと。証拠（略）に基づく勧告をしていることを指摘するが、ICRPは、低線量放射線被ばくにおける健康影響が不確実であり、上記モデルの根拠となっている仮説を明確に実証する生物学的、疫学的知見がすぐには得られそうにないことも踏まえつつ、

放射線防護の立場から、低線量放射線被ばくのリスクの管理に当たり、慎重な対応をとるための根拠を提供することを目的として、かかる勧告をしているものと解されるのであって、このような勧告がなされていることをもって、年間1ミリシーベルトの追加被ばくが健康に影響を及ぼすことが科学的に裏付けられないと認めることはできない。）。この点、低線量被ばくによっては健康被害が生じないと自然科学的根拠に基づき明確に断定できない限り、その不安には合理的な理由があるというかのごとき控訴人の主張は、採用することはできない。

その他、本件事故直後の放射性物質の飛散状況が不明確であることや、空間線量率に比して内部被ばくの状況が不明確であることなど、控訴人が主張するところを検討してみても、自らの生活圏内に毎時0.23マイクロシーベルトを超える放射線量が観測される地点が存在することによって、年間1ミリシーベルトの追加被ばくを受けることとなり、健康への影響が生じることになるという控訴人の不安が、合理的な根拠に基づくものであると認めることはできない。

よって、かかる不安を理由としての慰謝料請求は認められない。」（以上、4～5頁）

2 自主的避難等対象区域の住民の精神的損害に関する裁判例

本裁判例は、本件事故当時福島県いわき市（自主的避難等対象区域）に居住していた原告が本件事故により平成23年3月12日に横浜市に自主的避難をし、同年4月15日にいわき市に帰宅した事案において、原告が1審被告東京電力に対して精神的損害として136万円の賠償を求めたのに対して、中間指針追補に基づく精神的損害（自主的避難等対象者に対する賠償額8万円のうちの半額である4万円を精神的損害の賠償金に相当するものと認定。支払済み。）を超える慰謝料を認めることはできないとして、請求を棄却した裁判例（福島地裁いわき支部平成26年9月10日判決（丙A35），仙台高裁平成27年1月21日判決（丙A36，確定））である。1審判決においては、平成23年3月12日から

同年4月15日までという事故発生当初の時期において、原告が横浜市に避難したことについては、緊急時避難準備区域等の指定が同年4月21日及び22日であることを考慮すると必要かつ相当な対応であったと評価した上で、この間約1か月の避難生活については、放射線被ばくに対する強い危機感を抱いたであろうこと、避難生活中の1か月間自宅に比して狭い住宅内で多人数で居住し、慣れないう土地での生活による精神的負担も決して軽くなかったであろうことが推察され、これらの精神的苦痛は慰謝料の発生を認めるべき程度に至っているものと考えられるが、本件の一切の事情を考慮しても、その慰謝料額は支払済みの4万円を超えると説示し（同9～11頁），また、いわき市に帰還後の生活における原告の不安、懸念については、本件原発の状況が一応の安定を見せており、自己の生命、身体等に対し直ちに具体的な危険を及ぼす状況には必ずしもなく、いわき市内も比較的落ち着いた状況にあるという認識ないし判断が基礎にあって帰宅を決断したと窺われることなどを考えると、こうした不安については慰謝料の発生を認めるに足りるほどの具体性、客觀性を有するものではないとして（同10頁），慰謝料の請求を認めず、原告の請求を棄却したものである（丙A35）。

同控訴審においても、1審判決の上記判断を支持し、本件事故により原告が被った精神的損害は本件諸事情に照らし、遅延損害金相当額を含めて4万円を上回らないものと認めるのが相当であると説示して、控訴を棄却している（確定、丙A36）。

この地裁・高裁判決は、政府による避難指示の対象とはならなかった自主的避難等対象者に対する中間指針追補に基づく精神的損害の賠償額の合理性を是認したものであり、1審被告東京電力が公表して実施している自主的避難等対象者に対する賠償の合理性・相当性を裏付けるものである。

3 避難等対象区域、自主的避難等対象区域以外の区域の住民の精神的損害に関する裁判例

(1) 東京都練馬区の住民からの精神的損害の賠償請求を棄却した裁判例

本裁判例は、本件事故当時東京都練馬区に居住していた原告が本件事故により自主的避難をし、精神的損害等を受けたと主張して、1審被告東京電力に対して、その損害賠償等を求めたのに対して、原告の請求を棄却した事案である（東京地裁平成25年10月25日判決（丙A37），東京高裁平成26年5月7日判決（丙A38），最高裁上告棄却，上告審不受理（丙A39，確定））。

本裁判例では、低線量被ばくのリスク管理に関するWG報告書（丙B5）による低線量被ばくの健康影響に関する国際的な合意に係る科学的知見等を認定事実とした上で、「100ミリシーベルト以下の低線量被ばくの健康リスクの増加の程度は非常に小さいとされており、LNTモデルを前提としたとしても、自然放射線量を超える量の被ばくをすれば、直ちに社会的受容限度を超える法益侵害がされたとまではいえないというべきであり、原告の被ばくの程度は前記認定のとおり（引用者注：年間積算放射線量は年間20ミリシーベルトを上回らないと推認されている。丙A37の18頁）であるから、低線量被ばくにおける原告の主張を前提にしても、それだけで社会的受容限度を超えるものとは認め難い。」と説示し、本件事故により、社会的に受容できない限度に健康上のリスクを侵害されたとはいえないと認定し（同20～21頁）、原告には、本件事故と相当因果関係のある被害（法的利益の侵害）の発生が認められないとして、原告の請求を棄却したものである。

同控訴審（丙A38）も同旨を述べて控訴を棄却しており、最高裁においても上告棄却、上告不受理の決定（丙A39）により、確定している。

本裁判例の事案は、東京都の住民に係るものであるが、その判断の基礎とされている考え方及び法益侵害の判断枠組みについては、本訴訟の争点の参考になる。

(2) 東京都渋谷区の住民からの精神的損害の賠償請求を棄却した裁判例

本裁判例は、東京都渋谷区の住民が、本件事故により精神的損害等を受けたと主張して、1審被告東京電力に対して、その損害賠償等を求めたのに対して、原告の請求を棄却し、また、その後なされた原告の控訴を棄却した事案である（東京地裁平成27年3月31日判決（丙A40）、東京高裁平成28年1月13日判決（丙A41）、最高裁上告棄却、上告審不受理（確定）（丙A42））。

1審判決（丙A40）は、本件事故後における政府の避難指示及び屋内退避指示等は、本件原発から半径30キロメートルの範囲内の住民等に対するものにとどまっており、東京都内の住民等に対してまで避難が求められていたものではないし、政府等の発表や報道等においても、避難指示及び屋内退避指示の範囲外の地域に関しては、放射線による健康上の影響を懸念する必要はない旨説明されていること、食品等についても暫定規制値に基づく出荷制限がとられていること、現在において100ミリシーベルト以下の低線量被ばくとがん、白血病等の発症確率の増加との間の因果関係につき生物学的、疫学的な証明はされておらず、低線量被ばくが健康に与える影響は他の発がん要因との区別が困難なほど小さいとされていること、ICRPの提言や政府の定める暫定規制値等は、放射線防護の観点から、被ばく線量を可能な限り小さくすることを目的として定められたものであり、実際に健康に影響を生じ得る水準を相当下回る値を基準とするものと考えられることからすると、実際の被ばく線量がこれを上回ったとしても、直ちに生命及び身体に影響が生じるものではないといえると認定した上で（同23～24頁）、本件の事情からすれば、原告及び原告の子らの生命、身体、財産等に対して具体的な危険が生じていたということはできないとして、原告が強い恐怖感、不安感を抱いたとしても、それは一般的、抽象的な危険性に対するものにすぎず、人格権が侵害されたということはできないと説示して（同25頁）、原告の請求を棄却したものである。

また、同控訴審判決（丙A41）も原審の判断を支持し、控訴人は本件事故により、その生命、身体及び財産に対して具体的な不安を抱いていたと認められると認定した上で（同6～7頁），控訴人がそのような具体的な不安を抱いたからといって、そのことのみから当然に、法的保護に値する利益への侵害があつたと評価することはできず、法的保護に値する利益への侵害行為として評価されるためには、本件事故により、控訴人の生命、身体、財産に対する具体的な危険が生じており、控訴人が抱いた不安感がそのような危険に対するものであったことを要すると解するのが相当であり、具体的危険の存在を捨象した不安感も法的保護の対象となりうると解することは、各人が抱いた不安感のうち、客観的根拠に基づかない漠然とした不安感をも法的保護の対象とすることになりかねないのであって、妥当でないと説示している（同7頁）。

その上で、1審判決が摘示した前述の事実等を踏まえて、本件事故により控訴人の生命、身体、財産に対して具体的な危険が生じていたとは認められないとして、控訴人による人格権侵害の主張を排斥したものである。

本裁判例も、東京都の住民の請求に対するものであるが、本件事故による具体的な法的利益の侵害の有無に係る判断枠組み及びその具体的判断については、年間20ミリシーベルトを大幅に下回る自主的避難等対象区域についてもそのまま妥当するものであり、法益侵害に対する具体的な危険を捨象した、漠然とした不安感については法的保護の対象とならないことを明示している点において、重要な裁判先例である。

4 その他の裁判例

その他、本件事故に関する裁判例ではないが、大阪国際空港事件上告審判決（最大判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁）においては、大阪国際空港に由来する「相当強度な航空機騒音」に曝露されていることを前提とした上で、B滑走路供用開始の月である昭和45年2月以降の損害額を月額1万円と

し、それ以前の時期については、居住地区に応じて月額3000円又は8000円との原審の認定について「本件空港に離着陸する航空機の被上告人らの居住する地域に及ぼす騒音等の性質、強度、頻度等が原判決において認定されたようなものである場合において」という前提の下で、是認したものである。

この上告審判決は、大阪国際空港周辺住民が相当強度な騒音等の公害に日々さらされていることに対する慰謝料額を判断したものであるが、本件との比較をすれば、本件事故による放射線被ばくによって自主的避難等対象区域内で滞在することが妨げられるとまではいえず、科学的な知見についての情報提供は新聞報道などでなされており、かかる情報を知り得る状況の中でも、なお生じ得る住民の不安（それも個人差がある。）に基づく慰謝料が問題となっているものであることからすれば、1審被告東京電力が公表している大人に対する1人当たり8万円の精神的損害等の賠償額は、本件事故後の特有の事情を考慮し、また上記最判の事案における相当強度な騒音公害に日々さらされていることによる慰謝料額にその後の物価上昇を考慮して比較しても、遜色のない水準であり、本件事故後の自主的避難等対象区域内の居住者の恐怖や不安な心理に基づく日常生活阻害の精神的苦痛による被害について、これを慰謝するに足る賠償額であると評価することができる。

また、この大阪国際空港事件上告審判決は、同事件の控訴審判決の判示内容について、「もっとも、原判決の判示のうちには、単なる身体的被害発生の可能性ないし危険性そのものを慰藉料請求権の発生原因たる被害と認めているかにみえる箇所があるところ、そのような可能性ないし危険性そのものを直ちに慰藉料請求権の発生原因たるべき現実の被害にあたるということができないことはいうまでもない」と判示しているところ、かかる判示は、前記の東京高裁判決が「具体的危険の存在を捨象した不安感も法的保護の対象となりうると解することは、各人が抱いた不安感のうち、客観的根拠に基づかない漠然とした不安感をも法的保護の対象とすることになりかねないのであって妥当ではな」いと判示しているこ

とともに軌を一にするものである。

また、最高裁平成6年3月24日第一小法廷判決・集民172号99頁〔レディミクストコンクリート製造工場事件〕においては、行政命令に反して違法な工場の操業を約8年間継続し、それによる騒音や粉じんが生じていたことに伴い、当該工場に隣接する住民（被上告人）が慰謝料を請求した事案において、最高裁は、「工場等の操業に伴う騒音、粉じんによる被害が、第三者に対する関係において、違法な権利侵害ないし利益侵害になるかどうかは、侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、当該工場等の所在地の地域環境、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考察して、被害が一般社会生活上受容すべき程度を超えるものかどうかによって決すべきである」とした上で、「原審は、被上告人の現在の住居に流入する騒音の程度等について審理せず、漫然と被上告人の被害が続いていると認定した上、前記のような各判断要素を総合的に考察することなく、上告会社の違法操業の態様が著しく悪質で違法性が高いことを主たる理由に、上告会社の本件工作物の操業に伴う騒音、粉じんによって被上告人の権利ないし利益を違法に侵害していると判断したものであるから、原審の右判断には、法令の解釈適用の誤り、ひいては審理不尽、理由不備の違法があ」ると判示している。

このような最高裁判決の考え方を踏まえても、違法な権利侵害の有無を判断するに当たっては、いかなる侵害行為が客観的に生じているか、それがいかなる程度の危険であり、それによって具体的にいかなる被害が生じているのかを認定することが求められるとの考え方が示されていると解されるものである。

5　まとめ

自主的避難等対象者の精神的損害の賠償を考えるに当たっては、上記の各裁判例がまさしく評価・判断をしているように、本件事故による放射線の影響によつ

て自主的避難等対象者に対していかなる危険や被害が及んでいるかという点は基本的に重要な考慮要素の一つであることは論を俟たない。

そのような中で、本件についていえば、避難指示の対象とされていない避難指示等対象区域の周辺区域においては、客観的に居住者に対する放射線被ばくによる健康被害の危険が現実に生じているとは評価できず、また、そのことについては新聞報道等によって情報提供が繰り返しなされると認められること、本件事故の進展状況についても日々報道され、本件事故に起因する当該周辺地域での空間放射線量の状況や推移についても、本件事故直後より報道がなされ、本件事故発生後1か月の間に大きく低減していることも報じられていることなどを踏まえれば、それでもなお生ずる恐怖や不安に基づく精神的損害について1審被告東京電力が公表している自主的避難等対象者に対する精神的損害等の賠償の考え方には、上記の各裁判例の考え方を踏まえればなおのこと、自主的避難等対象者に生じた恐怖や不安に基づく日常生活阻害の精神的苦痛を慰謝するに足りるものと評価できる。

これを超える慰謝料を求める1審原告らの請求には理由がないというべきである。

以 上